

事業概要

令和 6 年版



東京都芝浦食肉衛生検査所

目 次

第1章 総 説

1	検査所の沿革	3
2	概要	6
3	根拠法令及び関係法令	8
4	検査所の組織構成	9
5	検査所の構成人員	9
6	東京都食肉衛生検査所処務規程	10
7	検査所の担当の分掌事務	13
8	令和6年度事業予算及び事業実施計画	15
9	令和5年度事業予算及び決算	19
10	主な検査機器器具一覧	20

第2章 事業の概要

第1節 検査事業

1	都内のと畜検査	23
2	と畜場別のと畜検査	23
3	精密検査	23
4	伝達性海綿状脳症検査	25
5	外部検証（微生物試験）	25
6	食肉衛生検査システム	25

第2節 衛生指導

1	搬入枝肉の監視指導	26
2	と畜場施設の監視指導	26
3	牛海綿状脳症（BSE）対策	26
4	市場施設の監視指導	26
5	食肉処理施設の監視指導	26
6	食肉輸送車の監視指導	27
7	原皮貯蔵施設の監視指導	27
8	動物質原料運搬車及び運搬容器の監視指導	27
9	一斉監視事業等	27
10	衛生講習会	27

第3節 その他の事業

1	職員の健康管理と労働災害防止	29
2	職員研修	29
3	家畜伝染病防疫対策	32
4	普及啓発	32
5	と畜検査証明	32
6	食肉衛生証明	33
7	生産者への検査結果のフィードバック事業	33
8	食品検査施設における検査等の業務管理（GLP）	33

第3章 検査統計（令和5年度実績）

第1節 と畜場法に基づく検査

1	年度別と畜検査頭数	37
2	と畜場別と畜検査頭数	37
3	と畜検査結果に基づく処分頭数	37
4	産地別と畜検査頭数	38
5	とさつ禁止又は廃棄した原因	39
6	産地別・病類別処分頭数	40
7	畜種別病類表	41
8	と畜場法に基づく精密検査頭数	45
9	牛海綿状脳症（BSE）検査頭数	46
10	牛海綿状脳症（BSE）月齢別検査頭数	46
11	めん羊・山羊の伝達性海綿状脳症（TSE）検査頭数	46
12	外部検証（微生物試験実施状況）	46

第2節 食品衛生法等に基づく監視と検査

1	搬入枝肉監視状況	47
2	食品及び食品取扱施設の検査	48
3	監視件数	49
4	一斉監視事業（夏期及び歳末）	49

第3節 調査研究及び基礎調査実施状況

第4章 調査研究の概要

1	第34回芝浦食肉衛生検査所調査研究発表会演題一覧	53
2	過去3年間における芝浦食肉衛生検査所調査研究発表会演題一覧	54

付 表

1	過去10年間における学会及び誌上発表一覧表	59
2	東京都と畜検査手数料	61
3	と畜場別・使用料・解体料一覧表	61
4	と畜場の構造設備一覧表	62
5	芝浦食肉衛生検査所案内図	63
6	施設配置図	64
7	検査所平面図	65

第 1 章 総 説

1 検査所の沿革

明治 4年 8月	「屠牛取締方」大蔵省達
明治 6年 1月	と畜検査開始
明治 6年12月	「東京府屠畜取締規則」(府達第142号) 制定
明治 9年 2月	と畜検査業務東京府から警視庁に移譲
明治39年 7月	「屠場法」制定・警視庁第3部衛生課所管
昭和11年 6月	東京市立芝浦屠場使用許可(同年12月1日業務開始)
昭和17年11月	東京府内政部保健課獣医係移管
昭和21年 9月	東京都衛生局公衆衛生課獣医衛生係移管
昭和27年12月	都立芝浦屠場内に衛生局獣医衛生課所管のと場分室設置
昭和28年 8月	「屠場法」廃止、「と畜場法」制定
昭和32年 4月	と場分室を「東京都と畜衛生検査所」と改称(三級廐事業所)
昭和38年 7月	東京都食肉衛生検査所と改称、多摩地区の7と畜場及び三河島ミートプラントを所管
昭和38年 7月	多摩出張所設置、多摩地区の7と畜場を所管
12月	組織改正により機構を強化して二級廐事業所に昇格
昭和39年 8月	荒川出張所設置(三河島ミートプラント内)
昭和42年 4月	多摩出張所を多摩第一出張所と改称、多摩第二出張所設置(多摩食肉株式会社敷地内)
昭和42年 9月	「食肉検査を通じて食品衛生と環境衛生の向上に寄与した」ことにより第19回保健文化賞を受賞
昭和44年 3月	多摩第一及び第二出張所を廃止
4月	組織改正により東京都芝浦食肉衛生検査所と改称(芝浦屠場、三河島ミートプラント、三原、新島本村、三宅村立、大三、坂上の各と畜場を所管) 東京都多摩食肉衛生検査所新設(二級廐事業所)(多摩食肉、三鷹、福生、八王子、東村山、狛江、原町田の各と畜場を所管)
12月	組織改正により検査課の検査第一、検査第二、精密検査の3係を廃止し主査制を導入
昭和45年 9月	小笠原村立父島と畜場(簡易と畜場)設置、と畜検査員を配置
昭和47年11月	八丈島、大三と場廃止
昭和48年 4月	芝浦食肉衛生検査所、中央卸売市場食肉市場総合ビル5階に移転
昭和50年 4月	新島にと畜検査員を配置
10月	八丈島、坂上と場廃止、八丈町と畜場新設
昭和51年 6月	神津島村と畜場(簡易と畜場)新設、と畜検査員を配置
昭和54年 4月	小笠原村、父島と畜場を一般と畜場に改設
昭和56年10月	食肉市場分場内に検査室設置
昭和60年 3月	芝浦屠場大動物棟完成により、大動物検査2ライン体制に移行
昭和63年 3月	芝浦屠場小動物棟(第1期工事)完成により、小動物検査3ライン体制に移行

平成 2年 6月 芝浦屠場大動物棟けい留所増設により、生体検査体制の確立

平成 5年 3月 荒川出張所廃止
食肉市場分場内の検査室廃止

6月 神津島村と畜場廃止

平成 8年12月 腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒の多発により、と畜場法施行規則改正

平成 9年 7月 立川食肉株式会社廃止

8月 多摩食肉衛生検査所廃止、八王子出張所は芝浦食肉衛生検査所八王子支所（三級事業所）に組織改正

平成12年 1月 芝浦屠場大動物棟でフックラインコンベア対応検査に移行

3月 小笠原村立父島と畜場廃止

平成13年 6月 三河島ミートプラント廃止

10月 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査開始

平成14年 1月 八王子支所BSE検査室完成

2月 芝浦食肉衛生検査所、食肉市場センタービル9階へ移転

平成15年 3月 中央卸売市場食肉市場分場廃止

5月 と畜場法の改正によりと畜場において排除すべき疾病数が49から98に変更

10月 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、動物由来感染症である新興感染症を整理

平成16年 2月 病畜と室改修工事終了（特別と室廃止、保留冷蔵庫完成）により、大・小動物別病畜検査体制へ移行

平成17年 4月 組織改正により、食肉検査係を廃止し、大動物検査係、小動物検査係及び特定疾病検査係設置
大動物Cライン稼動により、牛の一日最大と畜数が450頭に増頭

8月 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正（BSE検査の対象月齢が21か月齢以上となる）

平成18年 3月 大島町立大島町と畜場廃止

5月 食品衛生法の改正による食品に残留する農薬等に関する制度（ポジティブリスト制度）施行により、残留抗菌性物質等に対する高度分析機器の充実を図る

平成19年 4月 八王子支所廃止（平成19年4月1日の八王子市の保健所設置市への移行に伴い、八王子市食肉衛生検査所となる。職員は都からの派遣）

平成21年 4月 食肉衛生検査システム稼動開始
と畜場法施行規則の一部改正（ピッシングの禁止）

11月 三宅島畜産物処理加工場廃止

平成23年10月 生食用食肉（牛肉）の規格基準設定

12月 中央卸売市場食肉市場、食肉業界と三者協働で芝浦屠場でと畜した牛の肉の放射性物質の全頭検査を開始

- 平成24年 3月 八王子市食肉衛生検査所廃止
- 7月 牛肝臓の規格基準設定
- 平成25年 2月 食品、添加物等の規格基準の一部改正（食品への使用が禁止されていた牛の脊柱のうち30か月齢以下の牛由来の脊柱を除外、脊柱の範囲見直し）
- 4月 と畜場法施行規則の一部改正（SRMのうち30か月齢以下の牛にかかる頭部（扁桃を除く）及び脊髄を除外）
- 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正（BSE検査対象月齢が30か月齢超に変更）
- 7月 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正（BSE検査対象月齢が48か月齢超に変更）
- 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査の全頭検査中止
- 平成26年 4月 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査の全頭検査中止に伴う組織改編により、特定疾病検査係を廃止し、精密検査係に統合
- と畜場法施行規則の一部改正（と畜業者等の講ずべき衛生措置の基準に、従来の基準に加え、新たにHACCPを用いて衛生管理を行う場合の基準を規定、施行は平成27年4月）
- 平成27年 4月 食品表示法の施行
- 東京都食品衛生法施行条例の一部改正（公衆衛生上講ずべき措置の基準等の改正）
- 6月 食品、添加物等の規格基準の一部改正（豚肉等の規格基準設定）
- 平成28年 4月 組織改正に伴い係制の廃止
- 6月 伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正（めん羊及び山羊のスクリーニング検査対象が12か月齢以上から獣畜の月齢に関わらずTSEを疑う臨床症状を呈するめん羊及び山羊に変更）
- と畜場法施行規則の一部改正（SRMのうちめん羊及び山羊の扁桃、小腸のうち空腸、12か月齢以上のめん羊及び山羊の頭部（皮）及び胎盤を除外）
- 平成29年 4月 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正（スクリーニング検査対象が48か月齢以上から獣畜の月齢に関わらずBSEを疑う臨床症状を呈する牛に変更）
- 平成30年 6月 食品衛生法等の一部改正（と畜場法の一部改正）
- 令和元年 6月 新島と畜場廃止
- 令和 2年 3月 中央卸売市場食肉市場、食肉業界と三者協働で芝浦屠場でと畜した牛の肉の放射性物質の全頭検査を終了
- 令和 2年 4月 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行
- 令和 3年 6月 食品衛生法等の一部改正の完全施行に伴うHACCPに沿った衛生管理の制度化
- 令和 6年 4月 伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正（牛のスクリーニング検査対象が24か月齢以上から獣畜の月齢に関わらずBSEを疑う臨床症状を呈する牛に変更）

2 概 要

当所は、安全で衛生的な食肉を都民に提供するため、「と畜場法」に基づき食用にする牛、豚等の検査を行い、都外から搬入された枝肉等についても「食品衛生法」に基づく監視、指導及び検査を実施している。また、それぞれの法令に基づき、施設、食肉の衛生的な取扱い等の監視指導を行っている。

当所は東京都中央卸売市場食肉市場内にある東京都立芝浦屠場及び市場内各施設のほか、八丈町にあると畜場施設を所管している。

当所は、東京都中央卸売市場食肉市場内に検査施設を設置し、以下の業務を行っている。また、島しょ地区にあつては、島しょ保健所の兼務と畜検査員が検査を行っている。

(1) と畜検査

と畜場法に基づき、牛、馬、豚、めん羊、山羊が食用に適するか否かを1頭毎に、生体から解体工程に応じた各段階で、と畜検査員（獣医師）による検査を実施

(2) 精密検査

① と畜検査において疾病の確定診断をするにあたり精密検査が必要な場合、生物学的・微生物学的・病理学的・理化学的・分子生物学的検査を実施

② 食肉の抗菌性物質等の残留物質及び微生物汚染状況等について「食品衛生法」に基づく検査を実施

(3) 伝達性海綿状脳症（T S E）検査

平成13年10月18日以降、と畜処理される全ての牛に、牛海綿状脳症（B S E）スクリーニング検査を実施

平成17年10月1日以降、生後12か月齢以上のめん羊・山羊のT S Eスクリーニング検査を実施

平成28年6月1日以降、月齢に関わらず伝達性海面状脳症の臨床症状を呈するめん羊・山羊を対象としてT S Eスクリーニング検査を実施

平成29年4月1日以降、と畜場における健康牛のB S E検査を廃止

ただし、24か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについては引き続きB S E検査を実施

令和6年4月1日以降、月齢に関わらず生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛を対象としてB S Eスクリーニング検査を実施

(4) 外部検証

と畜場法に基づき、と畜場における一般衛生管理及びH A C C Pに基づく衛生管理が適切に実施されていることを検証し、検証結果に基づく措置を実施

(5) 搬入枝肉の監視

食品衛生法に基づく監視指導を実施

(6) 食肉処理施設等の監視指導

食肉市場内の取引室、冷蔵庫、と畜場施設、食肉処理施設等に対する施設、取扱い等に関する監視指導を実施

各施設従事者への衛生教育、衛生講習会等を実施

(7) 食肉の輸出に関わる事務

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく輸出適合施設の認定に関する相談、及び食肉衛生証明書の発行を実施

(8) 食肉衛生知識の普及啓発

消費者を対象に食肉についての正しい知識と理解を深めるために、リーフレット等による普及啓発活動を実施

(9) 調査研究

と畜検査対象疾病及び食肉衛生等に関する先行的調査研究を実施

3 根拠法令及び関係法令

(令和6年4月1日現在)

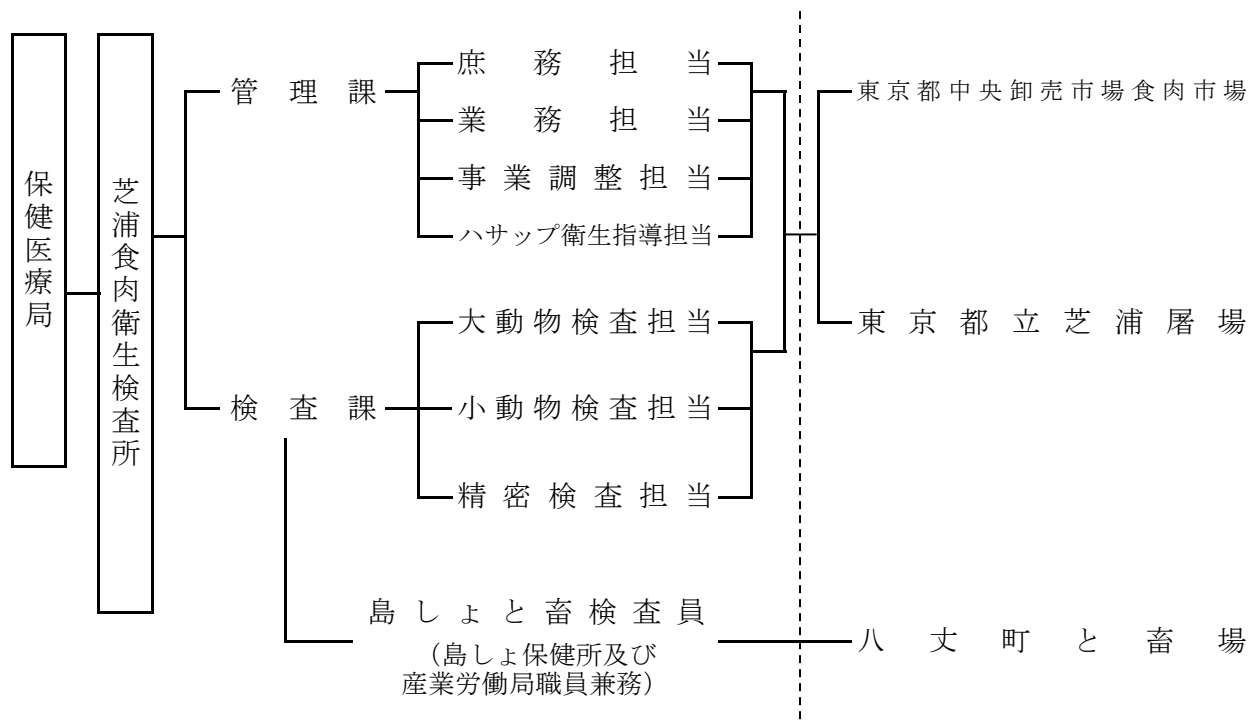
(1) 根 拠 法 令 等

と畜場法	(昭和28年 8月 1日 法律第114号)
と畜場法施行令	(昭和28年 8月25日 政令第216号)
と畜場法施行規則	(昭和28年 9月28日 厚生省令第44号)
と畜場法施行条例	(平成15年 3月14日 都条例第55号)
と畜場法施行細則	(昭和29年 2月23日 都規則第22号)
食品衛生法	(昭和22年12月24日 法律第233号)
東京都食品衛生法施行条例	(平成12年 3月31日 条例第 40号)
食品表示法	(平成25年 6月28日 法律第 70号)
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	(平成 2年 6月29日 法律第 70号)
東京都食品安全条例	(平成16年 3月31日 条例第 67号)
動物質原料の運搬等に関する条例	(昭和33年 1月11日 条例第 3号)
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	(令和元年11月27日 法律第 57号)

(2) 関 係 法 令 等

食品安全基本法	(平成15年 5月23日 法律第 48号)
牛海綿状脳症対策特別措置法	(平成14年 6月14日 法律第 70号)
家畜伝染病予防法	(昭和26年 5月31日 法律第166号)
化製場等に関する法律	(昭和23年 7月12日 法律第140号)
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	(昭和28年 4月12日 法律第 35号)
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	(平成15年 6月11日 法律第 72号)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	(昭和35年 8月10日 法律第145号)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和45年12月25日 法律第137号)
水質汚濁防止法	(昭和45年12月25日 法律第138号)
悪臭防止法	(昭和46年 6月 1日 法律第 91号)
卸売市場法	(昭和46年 4月 3日 法律第 35号)
毒物及び劇物取締法	(昭和25年12月28日 法律第303号)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(平成10年10月 2日 法律第114号)
東京都中央卸売市場条例	(昭和46年12月 1日 条例第144号)
東京都立芝浦屠場条例	(昭和39年 3月31日 条例第 85号)
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	(平成12年12月22日 条例第215号)
化製場等の構造設備の基準等に関する条例	(昭和59年 7月20日 条例第 85号)
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令	(平成25年 5月30日 農林水産省令第44号)
動物の愛護及び管理に関する法律	(昭和48年10月 1日 法律第105号)

4 検査所の組織構成 (令和6年4月1日現在)



5 検査所の構成人員 (令和6年4月1日現在・現員)

組織 \ 区分		管理職	事務	と畜検査員	獣医衛生補佐員	会計年度任用職員	計
合計(島しょ含む)		3	3	52	13	4	75
芝浦合計		3	3	44	13	4	67
所長		1	—	—	—	—	1
管理課	課長	1	—	—	—	—	1
	庶務担当	—	3	—	—	—	3
	業務担当	—	—	6	—	1	7
	事業調整担当	—	—	1	—	—	1
	ハサップ衛生指導担当	—	—	1	—	—	1
検査課	課長	1	—	—	—	—	1
	大動物検査担当	—	—	19	8	—	27
	小動物検査担当	—	—	11	5	—	16
	精密検査担当	—	—	6	—	3	9
島しょ兼務と畜検査員		—	—	8	—	—	8

6 東京都食肉衛生検査所処務規程

(昭和32年4月15日東京都訓令甲第112号)

最終改正 令和5年 訓令第22号

(掌理事項)

第1条 東京都食肉衛生検査所（以下「所」という。）は、東京都内の各と畜場及び食肉市場（以下「施設」という。）における次の事務をつかさどる。

- (1) と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づくと畜検査及び調査に関すること。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく監視、指導及び検査等に関すること。
- (3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づく食鳥検査及び調査に関すること。
- (4) 動物質原料の運搬等に関する条例（昭和33年東京都条例第3号）に基づく報告、検査及び質問に関すること。
- (5) 東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号）に基づく報告の要求、調査、及び物件の提出の要求に係る指導に関すること。
- (6) 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく立入検査に関すること。
- (7) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく立入検査等に関すること（他の局に属するものを除く。）。
- (8) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づく輸出証明書の発行等に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、施設内の衛生に関すること。

(分課)

第2条 所に次の課を置く。

管理課

検査課

(分掌事務)

第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- (1) 所所属職員の人事及び給与に関すること。
- (2) 所の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- (3) 所の予算、決算及び会計に関すること。
- (4) と畜場及び食肉市場の関連業者等の衛生教育に関すること。
- (5) 動物質原料の運搬等に係る報告、検査及び質問に関すること。
- (6) 施設の衛生指導取締りに関すること。
- (7) 所内他課に属しないこと。

検査課

- (1) と畜及び移入肉等の検査及び措置に関すること。
- (2) 獣畜に係る緊急措置に関すること。

(3) と畜及び移入肉等の精密検査に関すること。

(4) 食鳥の検査及び精密検査に関すること。

(職)

第4条 所に所長を、課に課長を置く。

2 保健医療局長（以下「局長」という。）は、知事の承認を得て、課に課長代理を置く。

3 前2項に定めるもののほか、必要な職を置く。

(職員の資格及び任免)

第5条 所長は、参事のうちから、知事が命ずる。

2 課長は、副参事のうちから、知事が命ずる。

3 課長代理は、主事のうちから、局長が命ずる。

4 前3項以外の職員は、保健医療局所属職員のうちから、局長が配属する。

(職員の職責)

第6条 所長は、局長の命を受け、所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 課長は、所長の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 課長代理は、課長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって課長に報告するものとする。

4 前3項に定めるもの以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(所長の決定対象事案)

第7条 所長が決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

(1) 課長の出張、休暇及び職務に専念する義務の免除に関すること。

(2) 予定価格が400万円以上800万円未満の請負又は委託により行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に関すること。

(3) 予定価格が150万円以上300万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関すること。

(4) 検査機器の借入れに関すること。

(5) 40万円以上100万円未満の補助金、分担金及び負担金（法令によりその交付が義務付けられているもの及び局長が所長の決定によることが適当であると認めたものにあつては、100万円以上のものを含む。）の交付並びに寄附金の贈与に関すること。

(6) と畜場法第16条の規定に基づくとさつ解体の禁止等の措置に関すること。

(7) 食品衛生法第6条に違反した場合の同法第59条1項に基づく廃棄又は処置に関すること。

(8) 食品表示法第6条第8項の規定に基づく措置又は業務停止に関すること。

(9) 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。

(10) 重要な告示、公告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

(課長の決定対象事案)

第8条 課長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

(1) 課長が指揮監督する職員の事務分掌、出張、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更及び職務に専念する義務の免除に関すること（課長代理の権限に属するものを除く。）。

- (2) 予定価格が400万円未満の請負又は委託により行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に関すること。
- (3) 予定価格が150万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関すること。
- (4) 40万円未満の補助金、分担金及び負担金の交付並びに寄附金の贈与に関すること。
- (5) 報告、答申、進達及び副申に関すること（重要な事項に関するものを除く。）。
- (6) 告示、公告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。
- (7) 諸証明に関すること。
- (8) 文書の受理に関すること。

（課長代理の決定対象事案）

第8条の2 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。
- (2) 報告、答申、進達及び副申に関すること（簡易なものに限る。）。
- (3) 申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。
- (4) 諸証明に関すること（簡易なものに限る。）。
- (5) 文書の受理に関すること（簡易なものに限る。）。

（事業計画）

第9条 所長は、毎年3月末日までに、翌年度の年間事業計画を定め、局長の承認を受けなければならない。

（事業報告等）

第10条 所長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、局長に報告しなければならない。

- (1) 前月分の職員の勤務状況
- (2) 前月分の事業の実績及び概要

2 前項の規定にかかわらず、所長は、重要又は異例に属する事項については、その都度局長に報告しなければならない。

（決定事案の細目）

第11条 局長は、第7条から第8条の2までの規定により所長、課長又は課長代理の決定の対象とされた事案の実施細目を定めなければならない。

（文書の発信者名）

第12条 発送文書は、他に定めのない限り、所長名を用いる。

（処務細則）

第13条 所長は、あらかじめ局長の承認を得て、所の処務細則を定めることができる。

（準用）

第14条 この規程に定めるものを除いては、東京都事案決定規程（昭和47年東京都訓令甲第10号）を準用する。

7 検査所の担当の分掌事務

(令和6年4月1日現在)

管理課

〔庶務関連業務〕

課長代理（庶務担当）

- 1 所所属職員の人事及び給与に関すること。
- 2 所の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 3 公印の管理に関すること。
- 4 所の予算、決算及び会計に関すること。
- 5 公有財産の管理運用に関すること。
- 6 所内の取締りに関すること。
- 7 所内他の課及び課長代理に属しないこと。

〔業務関連業務〕

課長代理（業務担当）

- 1 所関係の統計調査及び報告に関すること。
- 2 と畜場及びと畜作業の衛生指導取締りに関すること（課長代理（ハサップ衛生指導担当）に属するものを除く。）。
- 3 と畜場出入者及び運搬車の衛生指導取締りに関すること（課長代理（ハサップ衛生指導担当）に属するものを除く。）。
- 4 場内における食品の監視、指導取締りに関すること（課長代理（ハサップ衛生指導担当）に属するものを除く。）。
- 5 と畜場衛生の普及啓発及び教育に関すること（課長代理（ハサップ衛生指導担当）に属するものを除く。）。
- 6 動物質原料の運搬等に係る報告、検査及び質問に関すること。
- 7 その他と畜及びと畜衛生に関すること（他の課に属するものを除く。）。

課長代理（ハサップ衛生指導担当）

- 1 と畜場及び関係業者のハサップによる衛生管理の指導に関すること。
- 2 と畜場及びと畜作業の衛生指導取締りに関すること。
- 3 と畜場出入者及び運搬車の衛生指導取締りに関すること。
- 4 場内における食品の監視、指導取締りに関すること。
- 5 と畜場衛生の普及啓発及び教育に関すること。

検査課

〔大動物検査関連業務〕

課長代理（大動物検査総括担当）

- 1 大動物のと畜及び移入肉の検査等業務に係る計画及び調整に関すること。
- 2 大動物のと畜及び移入肉の検査、処分並びに措置に関すること（課長代理（大動物検査担当）に属するものを除く。）。

- 3 大動物のと畜検査に伴う獣畜の緊急措置に関すること（課長代理（大動物検査担当）に属するものを除く。）。
- 4 その他大動物のと畜等の検査業務及びと畜衛生に関すること（課長代理（大動物検査担当）に属するものを除く。）。
- 5 課内他の課長代理に属しないこと。

課長代理（大動物検査担当）

- 1 大動物のと畜及び移入肉の検査、処分並びに措置に関すること。
- 2 大動物のと畜検査に伴う獣畜の緊急措置に関すること。
- 3 その他大動物のと畜等の検査業務及びと畜衛生に関すること。

〔小動物検査関連業務〕

課長代理（小動物検査総括担当）

- 1 小動物のと畜及び移入肉の検査等業務に係る計画及び調整に関すること。
- 2 小動物のと畜及び移入肉の検査、処分並びに措置に関すること（課長代理（小動物検査担当）に属するものを除く。）。
- 3 小動物のと畜検査に伴う獣畜の緊急措置に関すること（課長代理（小動物検査担当）に属するものを除く。）。
- 4 その他小動物のと畜等の検査業務及びと畜衛生に関すること（課長代理（小動物検査担当）に属するものを除く。）。

課長代理（小動物検査担当）

- 1 小動物のと畜及び移入肉の検査、処分並びに措置に関すること。
- 2 小動物のと畜検査に伴う獣畜の緊急措置に関すること。
- 3 その他小動物のと畜等の検査業務及びと畜衛生に関すること。

〔精密検査関連業務〕

課長代理（精密検査総括担当）

- 1 と畜及び移入肉等の精密検査業務に係る計画及び調整に関すること。
- 2 と畜及び移入肉等の精密検査に関すること（課長代理（精密検査担当）に属するものを除く。）。
- 3 と畜獣畜の牛海綿状脳症の検査等業務に関わる計画及び調整に関すること。
- 4 と畜獣畜の牛海綿状脳症の検査等業務（スクリーニング検査については病畜等に限る。）に関すること。

課長代理（精密検査担当）

- 1 と畜及び移入肉等の精密検査に関すること。

8 令和6年度事業予算及び事業実施計画

(1) 令和6年度事業予算

(単位：円)

区分	科 目	令和6年度予算額
歳 入	計	169,163,000
	衛生手数料	166,787,000
	証明閲覧	276,000
	食品衛生 (と畜検査手数料)	166,511,000
	国庫支出金	2,376,000
	諸収入	0
歳 出	計	236,311,000
	食肉衛生検査	147,271,000
	建物維持管理	89,040,000

(2) 月別事業計画

(令和6年4月1日現在)

事項		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
基 と づ く 検 査 に	と 畜 検 査	←											→	と畜場法第14条
	精 密 検 査 TSEスクリーニング検査	←											→	と畜場法第14条
	HACCP 外 部 検 証	←											→	と畜場法 第6条、第9条
食 品 衛 生 法 に 基 づ く 検 査	抗 菌 性 物 質 等 検 査	←											→	食品衛生法第28条
	残 留 農 薬 検 査	←											→	食品衛生法第28条
	腸管出血性大腸菌検 査 (O157 等)	←											→	食品衛生法第28条
	HACCP 外 部 検 証	←											→	食品衛生法第51条
	そ の 他 の 検 査	←											→	食品衛生法第28条
衛生監視指導														
(と 畜 場 法)														
(食 品 衛 生 法)		←											→	と畜場法第14条、15条 食品衛生法第51条
(化製場等に関する法律)														
(動物質原料の運搬等に 関する条例)		←											→	化製場等に関する法律第6条 動物質原料の運搬等に関する条 例第18条
(農林水産物及び食品の輸出 の促進に関する法律)		←											→	農林水産物及び食品の輸出の促 進に関する法律第15条
(食 品 表 示 法)		←											→	食品表示法第8条
そ の 他	場内業者衛生教育	←											→	所処務規程
	消費者等普及啓発	←											→	所処務規程
	生産者及び出荷者への 情 報 提 供	←											→	情報のフィードバック
	食 肉 検 査 証 明	←											→	対象：肉、原皮、内臓等
	調 査 研 究	←											→	検査技術の向上
	職 員 研 修	←											→	職員の資質向上
	職 員 の 健 康 管 理	←											→	職務と関連のある特異な疾 病対策

(3) 令和6年度事業計画の内容

事業名	目的	内容	期間		備考
			通年	継続	
DX推進	検査所事業のDX タブレット端末やクラウドサービス等 を活用することで、事業の効果的、 効率的運用及びペーパーレス化を 図る。	HACCP外部検証におけるシステムの運用と改修	通年	継続	
		食品等事業者施設の監視におけるシステムの運用と改修	通年	継続	
		普及啓発や人材育成における活用	通年	継続	
		HACCPに係る衛生指導・助言	通年	継続	
HACCP推進	施設・作業の改善指導 と畜場及び市場内食品等事業者に 対してHACCP外部検証を実施し、検 証結果に基づく改善措置等を通し て、衛生管理の向上及び食肉の安 全確保を図る。	施設改修における改善指導	通年	継続	
		と畜場及び食品等事業者における外部検証の結果に基づく効果的 な改善指導	通年	継続	
		HACCPを要件とした食肉輸出適合施設認定に向けた指導・助言	通年	継続	
		大動物Cライン改修工事等における構造設備、衛生管理に関する 指導・助言	通年	継続	
疾病の排除	検査マニュアルの検証・整備	検査マニュアルの内容検証及び改訂、電子版カラーアトラスの増補	通年	継続	TSE検査業務管 理要領を含む
		疾病の鑑別診断技術(精密検査等)に係る技術の承継	通年	継続	
		疾病診断に関する情報収集・検査技術・体制の整備(構築)	通年	継続	
	人獣共通感染症対策	人獣共通感染症に関する情報収集・検査技術導入修得及び検査 の実施	通年	継続	
	調査研究	家畜の微生物による疾患における原因の検出状況、薬剤感受性の 調査及び文献の収集	通年	継続	
		病理学的診断及び技術向上の症例検討	通年	継続	
		と畜検査及び食肉衛生管理等に関する調査研究の実施	通年	継続	

事業名		目的	内容		期	備考
残留物質対策	妥当性評価	食品衛生法に基づく残留動物用医薬品等の検査法の妥当性評価等を行う。	妥当性評価計画の着実な実施		通年	継続
	残留抗菌性物質検査等の拡充	と畜場に搬入される獣畜を対象に残留動物用医薬品等の検査を実施し、食肉の安全を図る。	高度機器分析に対応した検査技術の確立 効果・効率的なモニタリング検査の実施		通年	継続 技術の習得及び 精度管理
危機管理対策	危機管理体制の強化	危機発生時の対応を検討し、体制の強化を図る。	家畜伝染病発生時模擬訓練の実施		通年	継続
			TSEスクリーニング検査陽性時の対応マニュアルに基づく研修の実施		通年	継続 TSEリスク汚染 防除を含む
			家畜伝染病の新たな診断技術に関する情報収集、検査法の導入、実施		通年	継続
			家畜伝染病対策マニュアルの検討、改訂		通年	継続
食肉衛生検査システムの活用	食肉衛生検査システムの活用	食肉衛生検査システムを活用した検査業務の効率化と検査データのフィードバックによる食肉の安全向上を図る。	局との連携による災害発生時における食品安全確保の推進		通年	継続
			食肉衛生検査システムを用いた情報伝達訓練等危機管理への応用		通年	継続
			食肉衛生検査システムを活用したフィードバックの実施、内容充実		通年	継続
			輸出優良事業者拡大に向けた指導強化		通年	継続
輸出事務	円滑な輸出事務の実施	急増する食肉輸出において、と畜検査証明及び衛生証明書発行に係る事務の効率化を図る。 新たな輸出認定取得に向け、関係業界との連携を図る。	デジタルツールの活用等更なる効率化に向けた工夫と実践		通年	継続
			輸取出扱要綱に沿った相談、助言指導		通年	新規
その他	人材育成	検査・研究機関等と連携等を行い、技術の向上等を図る。	検査・研究機関(獣医系大学含む)等との連携の充実		通年	継続
			衛生講習会の実施		20回/年	継続
			検査所だよりの発行		3回/年	継続
			事業者、消費者等からの食肉等に関する相談受付		通年	継続
			ホームページの内容充実・点検・更新		1回/月	継続
			HACCPに関する相談受付、助言指導		通年	継続

9 令和5年度事業予算及び決算

(単位：円)

区分	科 目	令和5年度予算額	令和5年度決算額
歳 入	計	168,190,000	173,518,870
	衛生手数料	165,814,000	171,406,870
	証明閲覧	276,000	232,800
	食品衛生 (と畜検査手数料)	165,538,000	171,174,070
	国庫支出金※	2,376,000	2,112,000
	諸収入	0	0
歳 出	計	267,300,000	244,354,606
	食肉衛生検査	179,484,000	153,630,911
	建物維持管理	87,816,000	90,723,695

※ 牛海綿状脳症（BSE）検査キット整備

10 主な検査機器器具一覧

微生物検査	病理検査	理化検査
安全キャビネット クリーンベンチ ドラフトチャンバー UVロッカー 超低温フリーザー (-80℃) 薬用保冷庫、防凍冷蔵庫 冷凍庫 (-40℃) オートクレーブ 乾熱滅菌器 送風定温乾燥器 毒劇物耐震ラック クリーン恒温恒湿飼育装置 冷却遠心分離機 卓上遠心機 蒸留純水製造装置 デシケーター 恒温振とう培養器 ブログラムふ卵器 炭酸ガス培養器 恒温水槽 細胞破砕機 自動核酸抽出器 リアルタイムPCRシステム DNAサーマルサイクラー 電気泳動装置 UVトランスイルミネーター 分光光度計 電子天秤 エアーサンプラー 生物顕微鏡 位相差顕微鏡 実体顕微鏡 顕微鏡カメラレレモニター装置 顕微鏡用デジタルカメラ 倒立型蛍光顕微鏡	解剖台 ドラフトチャンバー ふ卵器 恒温水槽 薬用保冷庫、薬用保管庫 毒劇物耐震ラック 医用写真撮影装置 顕微鏡用デジタルカメラ デジタルカメラ 生物顕微鏡 システム生物顕微鏡 蛍光顕微鏡 振とう装置 組織固定振とう器 自動固定包埋装置 パラフィンブロック作製装置 滑走式ミクロトーム 半自動回転式ミクロトーム クリオスタットミクロトーム 凍結ブロック作製装置 標本ブロック加湿器 パラフィン伸展会器 パラフィン伸展バス 有害ガス除去装置	ドラフトチャンバー 高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置 ガスクロマトグラフ質量分析装置 ゲル浸透クロマトグラフ 防凍冷蔵庫 送風定温乾燥器 低温器具乾燥器 超音波洗浄器 超音波ピペット洗浄器 毒劇物耐震ラック 冷却遠心分離機 蒸留純水製造装置 デシケーター 血液生化学自動分析システム 自動血球計数装置 電子天秤 自記温度計 ホモジナイザー ストマッカー 振とう器 ロータリーエバポレーター クーリングアスピレーター 有機溶媒回収装置 ヒートブロック 電気マッフル炉 マグネチックスターラー 窒素発生装置 分注器
伝達性海綿状脳症検査		
安全キャビネット 電子天秤 細胞破砕機 バイオクリーン仕様高速冷却遠心機 冷凍冷蔵庫 オートクレーブ ヒータースインキュベーター マイクログレートリダー マイクログレートウオッシャー ヒートブロック 分注器 温度データーロガー		

第2章 事業の概要

第1節 検査事業

1 都内のと畜検査

(1) 検査頭数及び畜種別検査頭数

当所は、令和5年度末現在、区部1か所及び島しょ地区1か所のと畜場を所管しており、令和5年度の総検査頭数は、299,252頭であった。

畜種別にみると、牛（1歳未満のこ牛は除く。）は、検査頭数87,835頭であり、肉用種（和牛及び交雑種、以下同じ。）87,540頭、乳用種295頭であった。また、豚の検査頭数は211,417頭であり、その他の畜種（こ牛、馬、めん羊及び山羊）のと畜実績はなかった。

(2) 検査結果に基づく処分頭数

全部廃棄、一部廃棄等の処分を行ったものは184,652頭で、検査頭数の61.7%（前年度63.7%）であった。

内訳は、「とさつ禁止」処分13頭（豚13頭）、「全部廃棄」処分274頭（牛61頭、豚213頭）、「一部廃棄」処分184,365頭（牛62,977頭、豚121,388頭）であった。

2 と畜場別のと畜検査

(1) 芝浦屠場

芝浦屠場における総検査頭数は299,252頭であり、1日当たりの平均検査頭数は、1,237頭（開場日数は242日）であった。

畜種別内訳は、牛87,835頭（1日当たりの平均と畜頭数は363.0頭）、豚211,417頭（1日当たりの平均検査頭数873.6頭）であった。こ牛、馬、めん羊及び山羊の実績はなかった。なお、牛の種別は肉用種87,540頭（構成比99.7%）、乳用種295頭（構成比0.3%）であった。

(2) 島しょ地区のと畜場

島しょ地区には、八丈町の1か所にと畜場が設置されている。と畜場では、島しょ保健所職員が、当所の兼務職員としてと畜検査に従事している（その他に、産業労働局職員2名にも兼務発令している。）。

島しょ地区の検査実績はなかった。

3 精密検査

(1) と畜検査に伴う精密検査

生体検査や解体後検査等において人獣共通感染症、全身性疾患等が疑われたものについては、微生物学的・病理学的・理化学的・分子生物学的及び生物学的手法による精密検査を行い、生体所見、内臓の肉眼所見と合わせて疾病等の判定を行っている。

令和5年度は862頭について検査を実施し、牛伝染性リンパ腫、豚丹毒、敗血症、尿毒症、黄疸等の疾病判定を行った。

(2) 食品及び食品取扱施設に係る検査

① と畜検査に伴う残留抗菌性物質検査

と畜検査において抗菌性物質の使用が疑われた場合は、と畜検査と平行してその残留の有無について検査を実施している。

令和5年度は、52頭（牛13頭、豚39頭）について抗菌性物質の残留検査を実施したが、基準値を超える残留抗菌性物質の検出はなかった。

② 健康畜等の残留有害物質検査

厚生労働省通知及び東京都食品衛生監視指導計画に基づき、残留有害物質のモニタリング検査を実施している。

令和5年度は、牛287頭、豚245頭を検査し、基準値を超える残留抗菌性物質（ドキシサイクリン）を検出したものが1件（豚1頭）あった。

③ 食肉処理業等の細菌検査

食肉市場内にある仲卸業者及び内臓肉取扱業者の食肉加工施設並びに飲食店の拭き取り検査を、夏期及び歳末一斉監視事業実施分を含めて93施設について実施した。検査は、一般細菌数、大腸菌群数等について行った。

④ 牛枝肉の腸管出血性大腸菌O157、O111、O26検査

牛枝肉について、腸管出血性大腸菌O157、O111、O26の検査を行った。

令和5年度は102頭について検査を行い、O157、O111、O26が検出されたものはなかった。

(3) 調査研究及び基礎調査

最新の情報と技術に立脚した効率的で精度の高いと畜検査を実施するため、調査研究を継続して行っている。

令和5年度は、と畜検査で遭遇した症例の検討、デジタル機器を活用した業務効率化の検討、より信頼性の高い診断基準を確立するための検討及び家畜における細菌の保有状況の調査等を実施した。

4 伝達性海綿状脳症検査

伝達性海綿状脳症検査実施要領に基づき、牛、めん羊及び山羊のスクリーニング検査を実施している。

令和5年度は、牛83頭（芝浦83頭）について検査を実施した。検査の結果、陽性のものはなかった。
なお、めん羊及び山羊の検査はなかった。

5 外部検証（微生物試験）

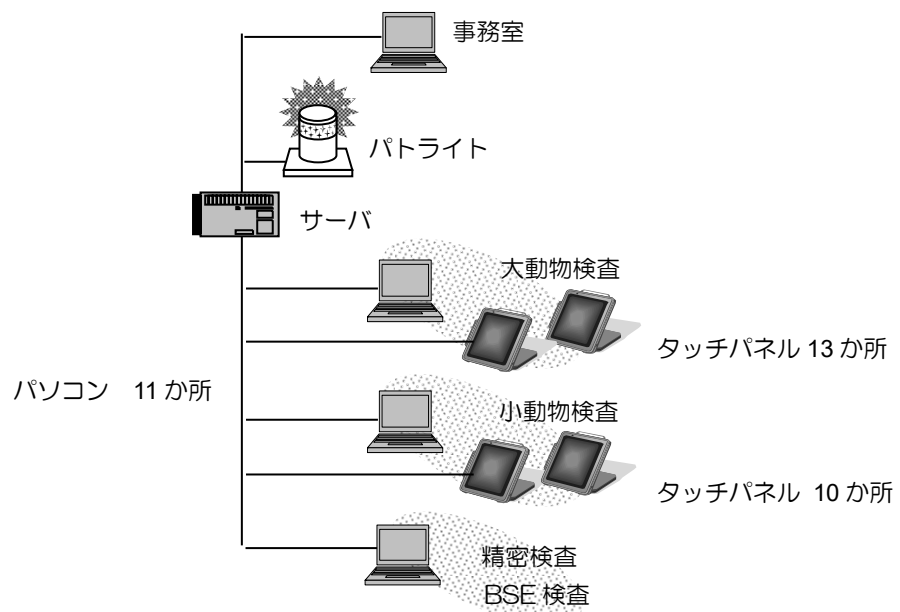
と畜場の設置者等による衛生管理の実施状況の効果を客観的に評価するため、衛生指標菌を対象として微生物試験を実施した。また、その結果に基づく指導・助言等を実施した。

令和5年度は、牛179頭、豚134頭について、検査を実施した。

6 食肉衛生検査システム

当所では、危機管理体制の充実及び迅速かつ効果的なフィードバックを行うため、食肉衛生検査システムを開発し、導入した。開発にあたり、検査情報フィードバックシステム技術審査委員会を設け、仕様や業者選定のための技術評価等の審議を行った。

平成21年3月からシステムの試行を行い、4月から本格稼動した。



システム概要図

第2節 衛生指導

1 搬入枝肉の監視指導

食肉市場には、芝浦屠場以外のと畜場で処理された枝肉が搬入され、せり売り等が行われている。

令和5年度の入荷総数は、52,110.0頭であった。内訳は、牛枝肉49,472.5頭、こ牛枝肉136.5頭、豚枝肉2,501.0頭であった。

当所においては、これらの枝肉について食品衛生法に基づく監視を行い、監視の結果、疾病や取扱い等の不備が認められた場合、関係者に対し注意指導等を行っている。

2 と畜場施設の監視指導

と畜場の管理者及びと畜業者等に対し、衛生管理計画等の妥当性及び遵守状況を確認し、その結果に応じて計画の見直し等について指導等を行っている。

3 牛海綿状脳症（BSE）対策

全ての牛の個体管理を徹底し、BSE検査が必要であると判断した牛について検査を実施している。検査対象となった牛の枝肉等については、検査結果が判明するまで、と畜場内で厳重に分離保管・管理するよう指導している。と畜処理にあたっては、特定部位による枝肉等の汚染がないように、適正な作業、器具・施設等の洗浄・消毒等について指導するとともに、特定部位が適切に除去・焼却されていることの確認を行っている。

また、平成25年7月から、BSEスクリーニング検査対象牛には専用の札を付けるとともに、病畜と室において、と畜することで分別管理を行っている。

4 市場施設の監視指導

食肉市場におけるせり場、冷蔵庫等において、施設内の温度管理、衛生管理、枝肉の取扱い等について監視指導を行っている。特に、せり場等における衛生的な枝肉の取扱いについて、入場者等に対して清潔な白衣等の着用、手洗い等の徹底を指導している。

5 食肉処理施設の監視指導

食肉市場内にある食品衛生法の許可施設である食肉処理業（仲卸業者・内臓肉取扱業者の食肉加工施設）に対し、HACCPに沿った衛生管理の定着に向けた監視指導を実施している。また、食品表示法に基づく表示についても監視指導を強化している。

6 食肉輸送車の監視指導

食肉市場に出入場する食肉輸送車に対し、車両の衛生管理や食肉の取扱い、温度管理等について監視指導を実施している。

7 原皮貯蔵施設の監視指導

原皮は、加工工場に搬出されるまでの間、場内2か所の施設において整形・撒塩され、一時保管されている。これらの原皮貯蔵施設についても、化製場等に関する法令に基づき施設の衛生保持や原皮の取扱い等について監視指導を実施している。

8 動物質原料運搬車及び運搬容器の監視指導

食肉市場から搬出される食用に供さない肉、皮、内臓、骨等は、化製場等へ動物質原料として運搬されるが、その際に発生する臭気、汚水等による危害を未然に防止するために、都条例に基づき運搬車及び運搬容器について衛生指導を実施している。

9 一斉監視事業等

特に衛生的取扱い等に注意が必要な「夏期（6月から8月）」及び、取扱量の多い「歳末（12月）」には、東京都における食品衛生一斉監視事業の一環として、全施設を対象にした集中的な衛生検査と監視指導を行い、食肉の安全確保に努めている。

また、毎秋に開催される「東京食肉市場まつり」に際しても、事前に出店者に対して衛生講習会を実施し、開催期間中は、店舗の衛生管理、食品の衛生的取扱い、適正表示等について、衛生監視を実施している。

10 衛生講習会

当市場内におけると畜作業・食肉処理等の従事者の衛生意識を高めるために、随時、衛生講習会を実施している。HACCPに沿った衛生管理について、令和5年度は17回、564人に対して講習を実施した。また、当市場を利用している市場外の食品等事業者等に対しても、食肉衛生について衛生講習会を行っている。

さらに、と畜場・市場設置者である東京都中央卸売市場と情報交換を密にし、自主管理の推進を支援している。

令和5年度に実施した主な講習会

衛生講習会等名	講習会内容	受講者数	実施時期
市場関係者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・食中毒予防について	18	令和5年4月
市場内事業者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・輸出食肉について	33	令和5年7月
内臓処理業者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・食中毒予防について	40	令和5年8月
市場関係者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・HACCPについて	109	令和5年10月
市場関係者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・HACCPについて	53	令和5年11月
内臓処理業者対象衛生講習会	食肉等の衛生管理・食中毒予防について	48	令和6年2月

第3節 その他の事業

1 職員の健康管理と労働災害防止

食肉衛生検査に携わる職員は、人獣共通感染症等の病原体に感染する危険性が高い。その予防対策として職員に対し、前掛け、マスク、ゴム手袋等を支給して予防に万全を期するとともに、一般健康診断のほか感染機会のあるトキソプラズマ症の抗体価検査や破傷風の予防接種を実施している。さらに、食品取扱施設における食中毒防止のため、当所職員を対象に検便を実施している。

また、「芝浦食肉衛生検査所安全衛生委員会」を開催し、職場環境の改善、保護具の整備等を行い、職員の危険の回避に努めるとともに、産業医に積極的に相談する等、健康危害の防止に努めている。

2 職員研修

食肉衛生検査技術を維持向上させるためには、検査機器等の整備だけでなく検査員の資質向上を図る必要がある。そのため、職場内研修の充実のほか、職場外研修・講習会・学会への積極的な参加に努め、また、報告会を開催する等、情報の収集及び共有化に努めている。

(1) 職場内研修

ア 新任・転入者研修（令和5年度）

月 日	内 容	担 当 者
4月3日、7日	検査所事業概要説明、食肉市場内施設案内	業務担当
4月5日	所運営、危機管理対応、食肉市場における人権の留意点及びコンプライアンス	管理課長
4月7日	家畜伝染病発生時対応 と場内事故防止対策及び事故発生時の対応	業務担当 チーム改善
4月12日	食肉市場におけるHACCP導入	業務担当
4月14日	と畜場法及び食品衛生法解説 食肉衛生検査システム及び管理規程	業務担当
5月2日	食肉市場における統一ルール	業務担当

イ 主な実務研修（令和5年度）

月 日	内 容	担 当
4月6日、19日、20日	バイオセーフティ講習会	精密検査担当
4月11日	検査技術（残留有害物質検査Ⅰ、微生物検査）	精密検査担当
4月19日	検査技術（残留有害物質検査Ⅱ）	精密検査担当
4月24日	検査技術（検体採取及び検体処理Ⅰ、残留有害物質検査Ⅲ、生化学検査Ⅰ）	精密検査担当
4月25日	検査技術（腸管出血性大腸菌ふき取り検査、検体採取及び検体処理Ⅱ）	精密検査担当
4月26日	検査技術（検体採取及び検体処理Ⅲ、遺伝子検査、病理検査、HACCP 外部検証（微生物試験））	精密検査担当

5月1日	検査技術（BSE 検査） 内部精度管理（微生物検査）	精密検査担当
5月2日	検査技術（寄生虫検査） BSE スクリーニング検査及び陽性時対応研修	精密検査担当
5月15日	検査技術（生化学検査Ⅱ）	精密検査担当
5月22日、6月12日、 7月4日、8月1日、 8月28日、9月26日、 10月27日、11月21日、 12月19日、2月29日	外部研修（獣医組織学セミナー）	精密検査担当ほか
5月24日、6月20日	豚熱・炭疽発生時の対応について（第一回ミニ 訓練）	小動物検査担当
5月25日～26日	外部研修（病理講習）	精密検査担当
5月30日、6月29日、 7月28日、8月28日、 10月27日	外部研修（獣医病理学セミナー）	精密検査担当ほか
5月31日	外部研修（理化学セミナー）	精密検査担当
5月31日	手書き病類表記載方法説明会（システムダウン 時の対応）	小動物検査担当
6月20日、7月18日、 12月12日、12月21日、	内部精度管理（理化学検査）	精密検査担当
6月21日	外部研修（食品 GLP 講習会）	精密検査担当
6月27日～29日	豚熱・炭疽発生時の対応について（第二回ミニ 訓練）	小動物検査担当
7月21日	外部研修（理化学検査）	精密検査担当
7月26日	検査技術（残留有害物質Ⅳ）	精密検査担当
7月28日	外部研修（食品衛生精度管理セミナー）	精密検査担当
8月29日	検査技術（検体採取及び検体処理Ⅳ）	
9月14日～15日	寄生虫のレジン封入標本作成研修	小動物検査担当
9月25日～28日 10月16日～26日 11月13日～16日	外部精度管理調査（残留動物用医薬品検査、サル モネラ属菌検査、大腸菌群検査）	精密検査担当
9月27日～28日	寄生虫のレジン封入標本作成研修	小動物検査担当
9月29日、1月12日	外部研修（病理研修会）	精密検査担当
10月24日～25日	検査技術（精密検査）	精密検査担当
11月10日	豚熱発生時の対応について（机上訓練）	小動物検査担当
11月16日	ドイツ獣医師との意見交換会	大動物検査担当
12月5日	手書き病類表現場実地訓練（システムダウン時 の対応）	大動物検査担当
3月6日	種母豚ならびに肉用豚の生産現場における育 種と飼養管理、疾病管理について	大動物検査担当

(2) 主な職場外研修等（令和5年度）

月 日	研 修 名	人数
5 月 18 日	健康安全研究センター専門職共通新任研修	3
6 月 12 日～ 7 月 7 日	国立保健医療科学院食肉衛生検査研修	1
7 月 5 日～6 日、 12 日	健康安全研究センター獣医職研修（初級）	3
7 月 14 日	健康安全研究センター第 1 回食品技術講習会	4
10 月 11 日～13 日、 16 日	健康安全研究センター衛生監視員研修（初級）＜食品衛生＞	1
10 月 25 日	健康安全研究センター第 2 回食品技術講習会	4
11 月 6 日	健康安全研究センター専門職研修「法令実務」	2
11 月 22 日	健康安全研究センター獣医職研修（中級）公開講座	11
12 月 21 日	健康安全研究センター第 3 回食品技術講習会	3
1 月 11 日～12 日	健康安全研究センター職員技術研修 食品化学（残留物質）	1
2 月 21 日、28 日～ 29 日	健康安全研究センター衛生監視員研修（中級）＜食品衛生＞	3
3 月 21 日	健康安全研究センター第 4 回食品技術講習会	3

3 家畜伝染病防疫対策

と畜場内で炭疽等の家畜伝染病が発生した場合の迅速な措置は、公衆衛生上及び家畜伝染病防疫上、極めて重要であることから、家畜伝染病予防法に基づく疾病を発見した場合は、速やかに東京都家畜保健衛生所に届出を行っている。

また、家畜伝染病防疫対策の一環として開催される関係部局との会議のほか、都家畜保健衛生所等の関係機関と定期的な情報交換を行い、と畜場内における家畜伝染病防疫体制の強化に努めている。

令和5年度 家畜伝染病予防法に基づく届出頭数

疾 病	合 計	芝 浦	八 丈
牛 伝 染 性 リ ン パ 腫	42	42	—
豚 丹 毒	25	25	—
合 計	67	67	—

さらに、炭疽については「東京都芝浦食肉衛生検査所炭疽対策実施要領」を定め、同疾病発生時の防疫措置等について明確化するとともに、発生時対応訓練を実施している。平成28年度に「芝浦食肉衛生検査所炭疽対策現場対応指針」を策定した。

4 普及啓発

食肉衛生についての正しい知識と理解を深めるために、衛生教育と普及啓発活動の充実を図っている。また、年間を通じて、各方面から実務研修、視察・見学等を受け入れている。

令和5年度 視察・見学・講習会等

所 属	合 計		芝 浦		八 丈	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
関 係 行 政 機 関	25	465	25	465	—	—
大 学 等 教 育 機 関	5	51	5	51	—	—
そ の 他 （ 消 費 者 等 ）	34	766	34	766	—	—
合 計	64	1282	64	1282	—	—

5 と畜検査証明

食肉、原皮等の畜産物の輸出及び国内における医薬品原料としての販売に当たっては、と畜検査証明が必要とされることから、当所においても証明申請がある都度、証明を行っている。

令和5年度のと畜検査証明書発行件数は、582件であった。

6 食肉衛生証明

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、輸出先国の政府機関が定める適合施設の認定要件を満たした施設において食肉を輸出することができる。

当所管轄の施設においては、令和5年度までに、マカオ向け14件（牛肉）、タイ向け14件（牛肉）、ベトナム向け17件（牛肉及び内臓）及びミャンマー向け14件（牛肉）が適合施設の認定を受けている。

当所は、食肉衛生証明発行の申請を受け、輸出先国向けの輸出食肉の要件を満たし、輸出可能であると確認できたものについて食肉衛生証明書を発行する。

令和5年度 食肉衛生証明書発行件数・取扱量

年度	マカオ		タイ		ベトナム		ミャンマー		計	
	件数	取扱量 (kg)	件数	取扱量 (kg)	件数	取扱量 (kg)	件数	取扱量 (kg)	件数	取扱量 (kg)
令和3	177	33,500.6	222	60,532.0	56	26,092.5	3	883.4	458	121,009.1
令和4	83	19,244.4	438	118,777.2	92	34,615.2	7	1,802.6	620	174,439.4
令和5	57	16,615.6	406	98,998.4	81	37,403.2	0	0.0	544	153,017.2

7 生産者への検査結果のフィードバック事業

安全で衛生的な食肉を供給するためには、生産段階における「健康な家畜」の生産が極めて重要である。

また、家畜の腸管出血性大腸菌やサルモネラ等の保菌や、家畜生産に伴って使用される抗菌性物質等の食肉への残留も重要な問題として消費者の関心が高い。

当所では、と畜検査結果を生産者等に積極的にフィードバックすることで、適正な飼養管理の推進に寄与している。

また、東京都産の牛・豚については、都家畜保健衛生所と連携したフィードバック事業を行っている。

令和5年度 検査情報フィードバック件数

	牛※		豚		馬		山羊		計	
	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数
芝 浦	242	88,024	296	261,059	—	—	—	—	538	349,083
八 丈	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	242	88,024	296	261,059	—	—	—	—	538	349,083

※ 牛には、こ牛も含む。

8 食品検査施設における検査等の業務管理（GLP）

「東京都の食品衛生検査施設等における検査等の業務管理要綱」に基づき、「東京都芝浦食肉衛生検査所検査等の業務管理要領」を定め、検査等の信頼性確保を行っている。

また、令和5年度も引き続き、食品衛生外部精度管理調査（実施機関：（一財）食品薬品安全センター）に参加し、検査精度の確保に努めた。

第3章 検査統計 (令和5年度実績)

第 1 節 と畜場法に基づく検査

1 年度別と畜検査頭数

年度	畜種	合計	牛		こ牛	馬	豚	めん羊	山羊
			小計	肉用種 乳用種					
2 6		321,116	98,997	98,747 250	1	—	222,100	—	18
2 7		303,059	93,275	93,185 90	3	—	209,778	—	3
2 8		289,112	88,309	87,690 619	—	—	200,798	—	5
2 9		276,798	88,462	88,062 400	—	—	188,333	—	3
3 0		281,468	86,908	86,447 461	1	—	194,556	—	3
3 1		279,110	86,157	85,719 438	—	—	192,948	—	5
令和 2		292,830	89,243	88,758 485	4	—	203,578	—	5
3		286,689	85,803	85,321 482	2	—	200,884	—	—
4		295,259	87,386	86,975 411	1	—	207,871	—	1
5		299,252	87,835	87,540 295	—	—	211,417	—	—

2 と畜場別と畜検査頭数

と畜場	畜種	合計	牛		こ牛	馬	豚	めん羊	山羊
			小計	肉用種 乳用種					
合 計		299,252	87,835	87,540 295	—	—	211,417	—	—
芝 浦		299,252	87,835	87,540 295	—	—	211,417	—	—
八 丈		—	—	— —	—	—	—	—	—

3 と畜検査結果に基づく処分頭数

区分	畜種	合計	牛		こ牛	馬	豚	めん羊	山羊
			小計	肉用種 乳用種					
検 査 頭 数		299,252	87,835	87,540 295	—	—	211,417	—	—
処 分 頭 数		184,652	63,038	62,767 271	—	—	121,614	—	—
処 分 率 (%)		61.7	71.8	71.7 91.9	—	—	57.5	—	—
と 禁 さ 止	合 計	13	—	— —	—	—	13	—	—
	芝 浦	13	—	— —	—	—	13	—	—
	八 丈	—	—	— —	—	—	—	—	—
全 部 廃 棄	合 計	274	61	61 —	—	—	213	—	—
	芝 浦	274	61	61 —	—	—	213	—	—
	八 丈	—	—	— —	—	—	—	—	—
一 部 廃 棄※	合 計	184,365	62,977	62,706 271	—	—	121,388	—	—
	芝 浦	184,365	62,977	62,706 271	—	—	121,388	—	—
	八 丈	—	—	— —	—	—	—	—	—

※ 一部廃棄については、わずかであっても異常が認められ廃棄された部位があれば、1頭として計上

4 産地別と畜検査頭数

と畜場・畜種 出荷地		合計	芝 浦				八 丈				
			牛		こ牛	豚	牛		こ牛	豚	山羊
			肉用種	乳用種			肉用種	乳用種			
合 計		299,252	87,540	295	—	211,417	—	—	—	—	—
北 海 道	北 海 道	23,414	13,708	10	—	9,696	—	—	—	—	—
東 北	青 森 県	4,636	2,969	3	—	1,664	—	—	—	—	—
	岩 手 県	39,067	5,293	1	—	33,773	—	—	—	—	—
	宮 城 県	11,815	6,732	—	—	5,083	—	—	—	—	—
	秋 田 県	13,532	153	—	—	13,379	—	—	—	—	—
	山 形 県	2,648	2,648	—	—	—	—	—	—	—	—
	福 島 県	12,483	6,101	1	—	6,381	—	—	—	—	—
関 東	茨 城 県	47,691	9,565	—	—	38,126	—	—	—	—	—
	栃 木 県	33,146	11,881	—	—	21,265	—	—	—	—	—
	群 馬 県	42,288	6,897	—	—	35,391	—	—	—	—	—
	埼 玉 県	11,408	2,063	—	—	9,345	—	—	—	—	—
	千 葉 県	26,369	2,407	1	—	23,961	—	—	—	—	—
	東 京 都	188	66	—	—	122	—	—	—	—	—
	神 奈 川 県	1,946	544	—	—	1,402	—	—	—	—	—
甲 信 越	新 潟 県	1,269	868	216	—	185	—	—	—	—	—
	富 山 県	442	55	—	—	387	—	—	—	—	—
	石 川 県	179	179	—	—	—	—	—	—	—	—
	福 井 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	山 梨 県	2,342	—	—	—	2,342	—	—	—	—	—
	長 野 県	922	699	—	—	223	—	—	—	—	—
東 海	岐 阜 県	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—
	静 岡 県	3,071	561	63	—	2,447	—	—	—	—	—
	愛 知 県	76	6	—	—	70	—	—	—	—	—
	三 重 県	4,032	4,032	—	—	—	—	—	—	—	—
近 畿	滋 賀 県	452	452	—	—	—	—	—	—	—	—
	京 都 府	86	86	—	—	—	—	—	—	—	—
	大 阪 府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	兵 庫 県	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—
	奈 良 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	和 歌 山 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 国	鳥 取 県	2,916	994	—	—	1,922	—	—	—	—	—
	島 根 県	1,835	1,835	—	—	—	—	—	—	—	—
	岡 山 県	255	255	—	—	—	—	—	—	—	—
	広 島 県	2,757	206	—	—	2,551	—	—	—	—	—
	山 口 県	418	418	—	—	—	—	—	—	—	—
四 国	徳 島 県	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	香 川 県	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	愛 媛 県	1,612	—	—	—	1,612	—	—	—	—	—
	高 知 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九 州	福 岡 県	89	89	—	—	—	—	—	—	—	—
	佐 賀 県	639	639	—	—	—	—	—	—	—	—
	長 崎 県	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	熊 本 県	429	429	—	—	—	—	—	—	—	—
	大 分 県	332	332	—	—	—	—	—	—	—	—
	宮 崎 県	1,524	1,524	—	—	—	—	—	—	—	—
	鹿 児 島 県	2,922	2,832	—	—	90	—	—	—	—	—
沖 縄	沖 縄 県	11	11	—	—	—	—	—	—	—	—

5 ととつ禁止又は廃棄した原因

[illegible]

※一部廃棄については、わずかであっても異常が認められ廃棄された部位があれば、1頭として計上

(代表的な疾病)

(1) 炎症又は炎症産物による汚染……肺炎、心・胸膜炎、肝炎、胆管炎、胃炎、腸炎、腎炎等

(2) 變性又は萎縮……………脂肪肝、腸間膜脂肪防壊死、腎周圍脂肪防壊死、

(3) その他……………結石症、奇形、外傷、骨折等

6 産地別・病類別処分頭数

産地・畜種		処分 合計	とさつ頭止		全 部 廃 棄													
			豚 丹 毒	豚 丹 毒	ネサ ラル 症モ	豚 赤 痢	鼻 萎 縮 炎性	ラト ズキ マソ 病	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	腫 瘍	水 腫	白 血 病	リン パ 腫 性	牛 伝 染 性	そ の 他
合 計	牛	61								—	4	10	4	1	—		42	—
	豚	226	13	12	—	—	—	—	—	110	19	20	4	4	41	3		—
北 海 道	牛	8			—					—	1	1	—	1	—		5	—
	豚	2	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—		—
青 森 県	牛	3			—					—	—	2	1	—	—		—	—
	豚	5	—	—	—	—	—	—	—	1	—	2	—	1	1	—		—
岩 手 県	牛	4			—					—	—	—	—	—	—		4	—
	豚	11	—	1	—	—	—	—	—	9	1	—	—	—	—	—		—
宮 城 県	牛	7			—					—	—	—	1	—	—		6	—
	豚	3	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	1	—	—		—
秋 田 県	牛	—			—					—	—	—	—	—	—		—	—
	豚	4	—	—	—	—	—	—	—	1	—	3	—	—	—	—		—
山 形 県	牛	2			—					—	—	—	—	—	—		2	—
	豚	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
福 島 県	牛	5			—					—	—	—	1	—	—		4	—
	豚	26	—	—	—	—	—	—	—	14	2	1	1	—	8	—		—
茨 城 県	牛	10			—					—	1	3	—	—	—		6	—
	豚	23	—	1	—	—	—	—	—	5	2	4	—	—	10	1		—
栃 木 県	牛	15			—					—	2	3	1	—	—		9	—
	豚	12	4	—	—	—	—	—	—	6	1	1	—	—	—	—		—
群 馬 県	牛	2			—					—	—	1	—	—	—		1	—
	豚	26	1	3	—	—	—	—	—	11	—	—	1	—	9	1		—
埼 玉 県	牛	—			—					—	—	—	—	—	—		—	—
	豚	7	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3	—	—	3	—		—
千 葉 県	牛	—			—					—	—	—	—	—	—		—	—
	豚	72	3	7	—	—	—	—	—	41	9	4	1	1	5	1		—
神 奈 川 県	牛	—			—					—	—	—	—	—	—		—	—
	豚	10	—	—	—	—	—	—	—	7	2	1	—	—	—	—		—
山 梨 県	牛	—			—					—	—	—	—	—	—		—	—
	豚	7	5	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—		—
長 野 県	牛	—			—					—	—	—	—	—	—		—	—
	豚	2	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—		—
三 重 県	牛	4			—					—	—	—	—	—	—		4	—
	豚	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
鳥 取 県	牛	—			—					—	—	—	—	—	—		—	—
	豚	6	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	2	—		—
広 島 県	牛	—			—					—	—	—	—	—	—		—	—
	豚	9	—	—	—	—	—	—	—	5	—	1	—	1	2	—		—
愛 媛 県	牛	—			—					—	—	—	—	—	—		—	—
	豚	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—		—
鹿 児 島 県	牛	1			—					—	—	—	—	—	—		1	—
	豚	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—

7 畜種別病類表

(1) 芝 浦

畜 種 病 類		牛			こ牛	馬	豚	めん羊	山羊
		肉 用	乳 用	小 計					
検 査 頭 数		87,540	295	87,835	—	—	211,417	—	—
消化器系統	胃 炎	2,491	21	2,512	—	—	7,998	—	—
	腸 炎	4,566	27	4,593	—	—	13,702	—	—
	腸 間 膜 脂 肪 壊 死	8,493	2	8,495	—	—	—	—	—
	胃 腸 出 血	23,241	112	23,353	—	—	2	—	—
	腸 結 節 虫 症	1	—	1	—	—	—	—	—
	胆 管 炎	14,406	76	14,482	—	—	1	—	—
	肝 出 血	6,885	22	6,907	—	—	1	—	—
	鋸 屑 肝	7,421	8	7,429	—	—	—	—	—
	肝 膿 瘍	5,167	77	5,244	—	—	42	—	—
	肝 蛭 症	10	—	10	—	—	—	—	—
	肝 炎	7,383	50	7,433	—	—	5,960	—	—
	脂 肪 肝	478	1	479	—	—	244	—	—
	肝 富 脈 斑	4	—	4	—	—	—	—	—
	肝 包 膜 炎	2,776	21	2,797	—	—	9,677	—	—
	肝結節性血管周囲炎	739	—	739	—	—	—	—	—
	肝 硬 変	6	—	6	—	—	—	—	—
	肝 臓 の 色 素 沈 着	10	—	10	—	—	1	—	—
	囊 胞 肝	4	—	4	—	—	9	—	—
	肉 荳 蔻 肝	9	—	9	—	—	—	—	—
	肝 砂 粒 症	—	—	—	—	—	—	—	—
	脾 炎	55	2	57	—	—	1	—	—
	脾 蛭 症	—	—	—	—	—	—	—	—
	舌 炎	625	1	626	—	—	—	—	—
	腹 膜 炎	658	8	666	—	—	1,510	—	—
	腸 気 泡 症	—	—	—	—	—	80	—	—
	間 質 性 肝 炎	—	—	—	—	—	7,891	—	—
	肝 線 維 症	—	—	—	—	—	18,501	—	—
呼吸器系統	肺 炎	4,566	21	4,587	—	—	63,203	—	—
	異 物 吸 入 肺	5,084	16	5,100	—	—	11,810	—	—
	肺 気 腫	2,673	104	2,777	—	—	1	—	—
	気 管 支 拡 張 症	1,995	6	2,001	—	—	—	—	—
	肺 膿 瘍	384	1	385	—	—	1,519	—	—
	肺 の 色 素 沈 着	129	—	129	—	—	—	—	—
	横 隔 膜 水 腫	4,223	7	4,230	—	—	—	—	—
	横 隔 膜 出 血	1,289	1	1,290	—	—	—	—	—
	横 隔 膜 膿 瘍	3,847	43	3,890	—	—	69	—	—
	横 隔 膜 炎	1,493	16	1,509	—	—	21	—	—
	胸 膜 炎	11,159	52	11,211	—	—	20,025	—	—
	肺 虫 症	—	—	—	—	—	—	—	—

病 類 \ 畜 種		牛			こ牛	馬	豚	めん羊	山羊
		肉 用	乳 用	小 計					
循環器系統	心 筋 変 性	184	1	185	—	—	28	—	—
	心 出 血	447	1	448	—	—	—	—	—
	心 外 膜 炎	588	4	592	—	—	14,937	—	—
	心 筋 炎	5	—	5	—	—	13	—	—
	心臓の色素沈着	7	—	7	—	—	—	—	—
	疣贅性心内膜炎	3	—	3	—	—	16	—	—
	脾 炎	166	3	169	—	—	47	—	—
	脾 う っ 血	329	2	331	—	—	839	—	—
	リンパ節膿瘍	291	1	292	—	—	342	—	—
	リンパ節結節	97	—	97	—	—	15	—	—
	リンパ節腫瘍	—	—	—	—	—	—	—	—
泌尿・生殖器系統	腎 炎	1,922	10	1,932	—	—	1,690	—	—
	腎周囲脂肪壊死	3,668	1	3,669	—	—	—	—	—
	腎 結 石	47	1	48	—	—	—	—	—
	囊 胞 腎	47	2	49	—	—	3,402	—	—
	水 腎 症	6	—	6	—	—	940	—	—
	腎臓の色素沈着	5	—	5	—	—	—	—	—
	膀 胱 炎	4,465	33	4,498	—	—	874	—	—
	膀 胱 結 石	3,071	27	3,098	—	—	321	—	—
	子 宮 炎	215	—	215	—	—	352	—	—
	乳 房 炎	95	1	96	—	—	1,276	—	—
運動器系統	筋 炎	13,638	30	13,668	—	—	15,129	—	—
	筋 膿 瘍	231	1	232	—	—	6,367	—	—
	筋 水 腫	450	—	450	—	—	49	—	—
	筋の色素沈着	29	—	29	—	—	13	—	—
	筋 出 血	281	2	283	—	—	17	—	—
	骨 折	129	1	130	—	—	192	—	—
	骨 膿 瘍	33	—	33	—	—	1,034	—	—
	関 節 炎	—	—	—	—	—	399	—	—
その他	放 線 菌 病	19	—	19	—	—	—	—	—
	寄 生 虫・囊虫症	—	—	—	—	—	—	—	—
	寄 生 虫・ジストマ	—	—	—	—	—	—	—	—
	寄 生 虫・その他	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 腫	3,283	12	3,295	—	—	1,544	—	—
	腫 瘍	17	—	17	—	—	7	—	—
	そ の 他 の 炎 症	1,102	4	1,106	—	—	4	—	—
	その他の変性・萎縮	93	—	93	—	—	53	—	—
全部廃棄対象病	その他（奇形含む）	—	—	—	—	—	—	—	—
	豚 丹 毒						12		
	トキソプラズマ病						—		
	膿 毒 症	—	—	—	—	—	110	—	—
	敗 血 症	4	—	4	—	—	19	—	—
	尿 毒 症	10	—	10	—	—	20	—	—
	高 度 の 黄 疸	4	—	4	—	—	4	—	—
	高 度 の 水 腫	—	—	—	—	—	41	—	—
	全 身 性 腫 瘍	1	—	1	—	—	4	—	—
	牛伝染性リンパ腫	42	—	42	—				
	白 血 病	—	—	—	—	—	3	—	—
	サルモネラ症	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 八 丈

畜 種 病 類			牛			こ牛	馬	豚	めん羊	山羊
			肉 用	乳 用	小 計					
検 査 頭 数			—	—	—	—	—	—	—	—
消化器系統	胃	炎	—	—	—	—	—	—	—	—
	腸	炎	—	—	—	—	—	—	—	—
	腸 間 膜 脂 肪 壊 死		—	—	—	—	—	—	—	—
	腸 気 泡 症		—	—	—	—	—	—	—	—
	腸 結 節 虫 症		—	—	—	—	—	—	—	—
	肝	炎	—	—	—	—	—	—	—	—
	間 質 性 肝 炎		—	—	—	—	—	—	—	—
	肝 包 膜 炎		—	—	—	—	—	—	—	—
	肝 膿 瘍		—	—	—	—	—	—	—	—
	鋸 屑 肝		—	—	—	—	—	—	—	—
	脂 肪 肝		—	—	—	—	—	—	—	—
	胆 管 炎		—	—	—	—	—	—	—	—
	肝 蛭 症		—	—	—	—	—	—	—	—
	肝 線 維 症		—	—	—	—	—	—	—	—
	肝 硬 変		—	—	—	—	—	—	—	—
	肝 富 脈 斑		—	—	—	—	—	—	—	—
	肝結節性血管周囲炎		—	—	—	—	—	—	—	—
	肝臓の色素沈着		—	—	—	—	—	—	—	—
	囊 胞 肝		—	—	—	—	—	—	—	—
	肉 荳 蔻 肝		—	—	—	—	—	—	—	—
	肝 砂 粒 症		—	—	—	—	—	—	—	—
	膣	炎	—	—	—	—	—	—	—	—
	膣 蛭 症		—	—	—	—	—	—	—	—
	舌	炎	—	—	—	—	—	—	—	—
	腹 膜 炎		—	—	—	—	—	—	—	—
呼吸器系統	肺	炎	—	—	—	—	—	—	—	—
	異 物 吸 入 肺		—	—	—	—	—	—	—	—
	肺 膿 瘍		—	—	—	—	—	—	—	—
	肺 気 腫		—	—	—	—	—	—	—	—
	気 管 支 拡張 症		—	—	—	—	—	—	—	—
	肺 虫 症		—	—	—	—	—	—	—	—
	肺 の 色 素 沈 着		—	—	—	—	—	—	—	—
	横 隔 膜 水 腫		—	—	—	—	—	—	—	—
	横 隔 膜 膿 瘍		—	—	—	—	—	—	—	—
	横 隔 膜 炎		—	—	—	—	—	—	—	—
	胸 膜 炎		—	—	—	—	—	—	—	—

畜 種 病 類		牛			こ牛	馬	豚	めん羊	山羊
		肉 用	乳 用	小 計					
循環器系統	心 外 膜 炎	—	—	—	—	—	—	—	—
	心 筋 炎	—	—	—	—	—	—	—	—
	心 筋 変 性	—	—	—	—	—	—	—	—
	心 臓 の 色 素 沈 着	—	—	—	—	—	—	—	—
	疣 状 心 内 膜 炎	—	—	—	—	—	—	—	—
	脾 炎	—	—	—	—	—	—	—	—
	リ ン パ 節 膿 瘍	—	—	—	—	—	—	—	—
	リ ン パ 節 結 節	—	—	—	—	—	—	—	—
泌尿・生殖器系統	腎 炎	—	—	—	—	—	—	—	—
	腎 周 囲 脂 肪 壊 死	—	—	—	—	—	—	—	—
	腎 結 石	—	—	—	—	—	—	—	—
	囊 胞 腎	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 腎 症	—	—	—	—	—	—	—	—
	腎 の 色 素 沈 着	—	—	—	—	—	—	—	—
	膀 胱 炎	—	—	—	—	—	—	—	—
	膀 胱 結 石	—	—	—	—	—	—	—	—
	子 宮 炎	—	—	—	—	—	—	—	—
運動器系統	乳 房 炎	—	—	—	—	—	—	—	—
	筋 炎	—	—	—	—	—	—	—	—
	筋 膿 瘍	—	—	—	—	—	—	—	—
	筋 水 腫	—	—	—	—	—	—	—	—
	筋 の 色 素 沈 着	—	—	—	—	—	—	—	—
	骨 折	—	—	—	—	—	—	—	—
	骨 膿 瘍	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	関 節 炎	—	—	—	—	—	—	—	—
	放 線 菌 病	—	—	—	—	—	—	—	—
	寄 生 虫 ・ 囊 虫 症	—	—	—	—	—	—	—	—
	寄 生 虫 ・ ジ ス ト マ	—	—	—	—	—	—	—	—
	寄 生 虫 ・ そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 腫	—	—	—	—	—	—	—	—
	腫 瘍	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 炎 症	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の変性・萎縮	—	—	—	—	—	—	—	—
全部廃棄対象病	奇 形	—	—	—	—	—	—	—	—
	豚 丹 毒						—		
	トキソプラズマ病						—		
	膿 毒 症	—	—	—	—	—	—	—	—
	敗 血 症	—	—	—	—	—	—	—	—
	尿 毒 症	—	—	—	—	—	—	—	—
	高 度 の 黄 疸	—	—	—	—	—	—	—	—
	高 度 の 水 腫	—	—	—	—	—	—	—	—
	全 身 性 腫 瘍	—	—	—	—	—	—	—	—
	白 血 病	—	—	—	—	—	—	—	—
	サ ル モ ネ ラ 症	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—

8 と畜場法に基づく精密検査頭数

(芝浦分)

	検査頭数	疾病決定 頭数	総検査数	検査内訳				
				生物学的 検査※1	微生物学的 検査	病理学的 検査	理化学的 検査	分子生物学的 検査※2
合 計	862	136	33,684	1,724	3,469	26,630	876	985
豚 丹 毒	100	25	2,062	—	2,062	—	—	—
サルモネラ症	—	—	—	—	—	—	—	—
萎縮性鼻炎	—	—	—	—	—	—	—	—
トキソプラズマ症	—	—	—	—	—	—	—	—
豚 赤 痢	—	—	—	—	—	—	—	—
敗 血 症	52	23	1,377	—	1,377	—	—	—
黄 疸	24	8	198	—	30	—	168	—
尿 毒 症	92	30	552	—	—	—	552	—
全 身 性 腫 瘍	58	5	13,688	406	—	13,282	—	—
牛伝染性リンパ腫	50	42	12,895	350	—	11,450	150	945
白 血 病	6	3	1,952	8	—	1,898	6	40
非定型抗酸菌症	—	—	—	—	—	—	—	—
好酸球性筋炎	—	—	—	—	—	—	—	—
旋 毛 虫 病	480	—	960	960	—	—	—	—
中 毒	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 生物学的検査 : 血液塗抹、血球数測定、寄生虫検査等

※2 分子生物学的検査 : PCR等

9 牛海綿状脳症（BSE）検査頭数

		計	芝 浦	八 丈
スクリーニング 検 査 頭 数	計	83	83	—
	陰性頭数	83	83	—
	陽性頭数	—	—	—
確 認 検 査 頭 数	計	—	—	—
	陰性頭数	—	—	—
	陽性頭数	—	—	—

10 牛海綿状脳症（BSE）月齢別検査頭数

	検査頭数	24か月齢以上 30か月齢以下		30か月齢超	
		頭数	割合(%)	頭数	割合(%)
芝 浦	83	60	72.3	23	27.7
八 丈	—	—	—	—	—
計	83	60	72.3	23	27.7

11 めん羊・山羊の伝達性海綿状脳症（TSE）検査頭数

		計	八丈	
			めん羊	山羊
スクリーニング 検 査 頭 数	計	—	—	—
	陰性頭数	—	—	—
	陽性頭数	—	—	—

12 外部検証（微生物試験実施状況）

畜種	牛	豚
採取部位	胸部	胸部
検査頭数	179	134
検査項目数	358	268
一般生菌数	179	134
腸内細菌科群数	179	134

第2節 食品衛生法等に基づく監視と検査

1 搬入枝肉監視状況

畜種 項目		合計	牛				計	こ牛	馬	豚
			和牛	交雑	乳用	輸入				
検査頭数		52,110.0	20,634.0	16,525.0	12,313.5	—	49,472.5	136.5	—	2,501.0
不良枝肉頭数		21.0	3.5	4.0	8.0	—	15.5	0.5	—	5.0
行政処分件数		—	—	—	—	—	—	—	—	—
措置 内 訳	販売禁止	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の措置件数		29	6	6	10	—	22	1	—	6
措置 内 訳	注意指導	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	口頭注意	26	5	6	8	—	19	1	—	6
	任意廃棄	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他（上場停止等）	3	1	—	2	—	3	—	—	—
措置 理由 （ 頭 数 ）	疾病等	筋膿瘍	—	—	—	—	—	—	—	—
		筋炎	—	—	—	—	—	—	—	—
		骨折	—	—	—	—	—	—	—	—
		関節炎	—	—	—	—	—	—	—	—
		骨膿瘍	—	—	—	—	—	—	—	—
		水腫	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—	—	—	—	—
	取扱い不適等	温度不適	—	—	—	—	—	—	—	—
		取扱い不良	16.5	3.5	4.0	6.5	14.0	0.5	—	2.0
		放血不良	—	—	—	—	—	—	—	—
		鮮度不良	—	—	—	—	—	—	—	—
		検印不鮮明※	—	—	—	—	—	—	—	4.0
		無検印	1.5	—	—	1.5	1.5	—	—	—
		残毛	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 上場停止としたものを含む

2 食品及び食品取扱施設の検査

(1) と畜検査に伴う残留抗菌性物質検査

	検査頭数	違反検体数
合 計	52	—
牛	13	—
豚	39	—

(2) 健康畜等の残留有害物質検査

	動物用医薬品等						農薬		
	抗菌性物質			駆虫薬及びその他の薬剤					
	検査頭数	検体数	違反数	検査頭数	検体数	違反数	検査頭数	検体数	違反数
合 計	532	862	2	90	90	—	18	18	—
牛	287	476	—	48	48	—	12	12	—
豚	245	386	2※	42	42	—	6	6	—

注) 検査対象抗菌性物質は、抗生物質（アミノグリコシド系、テトラサイクリン系、マクロライド系、ペニシリン系）及び合成抗菌剤の22剤とした。

検査対象駆虫薬は、ベンズイミダゾール系駆虫薬等9剤とした。

その他に、ホルモン剤、殺鼠剤等10剤を検査対象薬剤とした。

検査対象農薬は、アルドリノ及びディルドリン、エンドリン、γ-BHC、ヘキサクロロベンゼン、DDT（op'-DDT、pp'-DDT、pp'-DDD、pp'-DDE）並びにヘプタクロル（ヘプタクロルエポキシサイドを含む。）とした。

注) 駆虫薬及びその他の薬剤の検査に使用した検体は、抗菌性物質の検査に使用した検体と同一の獣畜を含む。

※ 食品衛生法に基づき枝肉1件について販売禁止処分とした。

(3) 食肉処理業等の細菌検査

	検査施設数	検体数	延べ検査件数	一般細菌	大腸菌群	大腸菌	黄色ブドウ球菌	不良施設	措置
合 計	93	477	1,878	477	467	467	467	—	—
食肉処理業	23	246	984	246	246	246	246	—	—
飲食店営業	1	5	20	5	5	5	5	—	—
内臓取扱業者	62	171	684	171	171	171	171	—	—
その他※	7	55	190	55	45	45	45	—	—

※ 製氷機、ウォータークーラー、その他場内施設の合計

(4) 牛枝肉の腸管出血性大腸菌O157、O111、O26検査

	検査頭数	検出頭数
合 計	102	—
芝 浦	102	—
八 丈	—	—

3 監視件数

	芝 浦			八 丈		
	対象施設数	監視件数	指導件数	対象施設数	監視件数	指導件数
合 計	…	18,530	114	5	—	—
食 肉 処 理 業	36	7,541	64	—	—	—
食 肉 販 売 業	4	679	3	—	—	—
その他の食料・飲料販売業	18	144	—	—	—	—
冷 凍 ・ 冷 蔵 倉 庫 業	—	—	—	—	—	—
飲 食 店 営 業	1	92	2	—	—	—
コ ッ プ 式 自 販 機 (自動洗浄・屋内設置)	7	83	—	—	—	—
喫茶店営業(自販機)	2	149	—	—	—	—
乳 類 販 売 業	1	75	—	—	—	—
食 肉 輸 送 車	…	188	—	—	—	—
せ り 場 及 び 冷 蔵 庫	6	1,459	—	—	—	—
冷蔵庫を除くと畜場施設	22	6,377	9	5	—	—
原 皮 貯 蔵 施 設	2	478	—	—	—	—
動物質原料運搬容器・車両	…	1,197	—	—	—	—
市場まつりにおける営業許可等	34	68	36	—	—	—

※ 対象施設数は令和5年度末の数、…は不定数

4 一斉監視事業(夏期及び歳末)

(1) 施設等監視状況

	夏 期			歳 末		
	監視延べ 件 数	不適延べ 件 数	措 置 (注意指導)	監視延べ 件 数	不適延べ 件 数	措 置 (注意指導)
合 計	2,222	36	36	789	34	34
食 肉 処 理 業	1,953	34	34	678	33	33
飲 食 店 営 業	28	1	1	6	—	—
食 肉 輸 送 車	65	—	—	17	—	—
その他の営業	176	1	1	88	1	1

(2) 表示検査

	夏 期			歳 末		
	総検査品目数	違反品目数	違反件数	総検査品目数	違反品目数	違反件数
食 肉	3,538	17	17	2,148	7	7

(3) 現場簡易検査

夏 期				歳 末			
実施軒数	検査件数合計	細菌検査	化学検査	実施軒数	検査件数合計	細菌検査	化学検査
93	3,000	2,283	717	1	72	72	—

第3節 調査研究及び基礎調査実施状況

		調査件数	総検査数	検査内訳				
				生物学的 検査※1	微生物学的 検査	病理学的 検査	理化学的 検査	分子生物学的 検査※2
調査研究	牛伝染性リンパ腫ウイルスの遺伝子解析	233	351	—	—	—	—	351
	大動物生体アトラスの作成	7	70	—	—	70	—	—
	大動物カラーアトラスの追補	33	330	—	280	50	—	—
	<i>Campylobacter jejuni</i> の血清型別試験及び薬剤耐性試験	700	1,280	—	420	—	—	860
	尿毒症スクリーニング検査法の検討	45	53	—	—	—	53	—
	豚糞便中の <i>E.albertii</i> 保有状況調査	122	596	—	364	—	—	232
	豚丹毒菌の性状	101	301	—	—	—	—	301
	小動物腸炎カラーアトラスの作成	5	22	—	—	22	—	—
	小動物腎炎カラーアトラスの追補	158	823	—	—	823	—	—
基礎調査	妥当性評価	6	36	—	—	—	36	—
	牛枝肉の細菌学的汚染調査	190	568	2	566	—	—	—
合 計		1,600	4,430	2	1,630	965	89	1,744

※1 生物学的検査：血液塗抹、血球数測定、寄生虫検査等

※2 分子生物学的検査：PCR等

第 4 章 調査研究の概要

1 第34回芝浦食肉衛生検査所調査研究発表会演題一覧

開催日時 令和6年3月8日（金曜日）午後2時から午後3時30分まで

開催場所 食肉市場センタービル9階 東京都中央卸売市場食肉市場第1から第3会議室

（1）口頭発表

- | | | |
|--|--------|---------|
| ① 令和4年度に保留となった牛伝染性リンパ腫の疫学解析 | 須之内 智也 | 精密検査担当 |
| ② 豚腎病変と血液生化学検査の相関について | 木下 那由多 | 小動物検査担当 |
| ③ 成牛に認められた非定型牛伝染性リンパ腫（散発性）の一例 | 高添 夏希 | 大動物検査担当 |
| ④ と畜場に搬入された豚の <i>Escherichia albertii</i> 保有状況及び分離株の解析 | 宮迫 大輔 | 精密検査担当 |
| ⑤ 牛のと畜検査に関するデジタル教材作成の試み | 村上 紗季 | 大動物検査担当 |
| ⑥ 牛肝臓及び胆汁から検出された <i>Campylobacter jejuni</i> の遺伝子型別試験及び薬剤感受性試験 | 西部 詞哉 | 大動物検査担当 |

※ Microsoft Teams によるWEB 併用開催とした。

（2）誌上発表

- | | | |
|--|--------|---------|
| ⑦ 尿毒症を疑う牛の血中尿素窒素値スクリーニング検査法の検討（続報） | 山中 寿子 | 大動物検査担当 |
| ⑧ 豚の小腸炎及び大腸炎の診断並びに廃棄基準の平準化に向けた取組 | 山本 美貴 | 小動物検査担当 |
| ⑨ 三陰三陽論から考える豚丹毒の4つの病型 | 中嶋 啓子 | 小動物検査担当 |
| ⑩ 豚の小腸にみられた多核細胞を伴うB細胞性リンパ腫の一例 | 木下 那由多 | 小動物検査担当 |
| ⑪ 豚盲腸便から <i>Escherichia albertii</i> の分離方法についての一考察 | 宮迫 大輔 | 精密検査担当 |
| ⑫ 豚丹毒菌の遺伝学的解析について | 岩本 百合子 | 精密検査担当 |
| ⑬ タブレット等を活用した業務の効率化 | 関 香央里 | 業務担当 |

2 過去3年間における芝浦食肉衛生検査所調査研究発表会演題一覧

(1) 第33回発表会

ア 口頭発表

- ① 小腸炎及び大腸炎の診断並びに廃棄基準の平準化に向けた研修資料の作成
- ② 牛肝臓及び胆汁の *Campylobacter* 属菌等の保有状況調査
- ③ 豚熱発生時対応封鎖マップの作成
- ④ 東洋医学の考えに基づく牛伝染性リンパ腫の病態の分類 (第三報)

イ 誌上発表

- ⑤ 牛の中皮腫の一例
- ⑥ 尿毒症を疑う牛の血中尿素窒素値スクリーニング検査法の検討
- ⑦ 豚の糞便中における食中毒起因菌の保有状況調査 (報告)
- ⑧ LC/MS/MS によるアンピシリン、ベンジルペニシリン及びテトラサイクリン系抗生物質試験法(牛肝臓)の妥当性評価について
- ⑨ LC/MS/MS 8060 による動物用医薬品等の一斉試験法の迅速化について

(2) 第32回発表会

ア 口頭発表

- ① 豚の扁桃における *Streptococcus suis* の保有状況調査
- ② 東洋医学の考えに基づく牛伝染性リンパ腫の病態の分類 (第二報)
- ③ 芝浦と場に搬入された牛の牛伝染性リンパ腫ウイルス抗体保有状況調査及び血球数の比較

イ 誌上発表

- ④ 牛の腹腔内寄生線虫類の寄生状況
- ⑤ サーモグラフィカメラ撮影マニュアルの作成
- ⑥ 豚糞便中の *Escherichia albertii* 保有状況調査について
- ⑦ LC - MS/MS による、アンピシリン、ベンジルペニシリン及びテトラサイクリン系抗生物質試験法(牛筋肉)の妥当性評価について

(3) 第31回発表会

ア 口頭発表

- ① 豚におけるサーモグラフィーによる体温測定法の検討
- ② 肺凍結切片におけるアーチファクト低減手法の検討
- ③ 非接触型温度計を用いた暑熱環境下における体温異常牛抽出手法の検討
- ④ 東洋医学の考えに基づく牛伝染性リンパ腫の病態の検討

イ 誌上発表

- ⑤ 2019～2020年における牛の眼虫類の寄生状況
- ⑥ HACCP導入に向けた作業マニュアルの改定について
- ⑦ 豚における *Streptococcus suis* の保有状況調査とMLST法による疫学的検討

- ⑧ 牛の腫瘍病変についての症例検討
- ⑨ 改変系統推定スクリーニング法の検証
- ⑩ LC/MS/MSによるABPC、PCG及びTCs抗生物質試験法(豚腎臓及び肝臓)の妥当性評価について
- ⑪ HACCP外部検証としての切除法を用いた微生物試験の実施にむけて（効率的な実施のための手技及び器具等の検討と基礎データの集積）

付 表

1 過去10年間における学会及び誌上発表一覧表(当所の調査研究発表会を除く)

年	発表誌又は学会名	題 名
2014	平成26年度東京都食品衛生監視員協議会研究発表会	・豚の糞便中における食中毒起因菌保有状況調査
	平成26年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・近年の牛肝蛭症の発生状況及び鑄型標本を用いた牛の胆管構造の調査について ・牛における <i>Sarcocystis</i> の寄生状況及び性状調査
	平成26年度全国食品衛生監視員協議会第54回関東ブロック研修大会	・豚の糞便中における食中毒起因菌保有状況調査
	平成26年度全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・牛における <i>Sarcocystis</i> の寄生状況及び性状調査
	平成26年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・肥育豚におけるトキソプラズマ抗体保有状況調査について ・肥育牛における牛白血病ウイルスの抗体保有状況及び牛白血病に関する生産者意識調査
	第34回全国食肉衛生検査所協議会微生物部会研修会	・都立芝浦と場における豚丹毒の発生状況および分離菌株の性状について
	平成26年度食肉衛生発表会	・肥育牛における牛白血病ウイルスの抗体保有状況及び牛白血病に関する生産者意識調査
2015	平成27年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・芝浦と場に搬入された牛の牛白血病ウイルス抗体保有状況 ・牛及び豚におけるトキソプラズマ抗体保有状況調査
	平成27年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・牛の悪性顆粒膜細胞腫について ・牛の糞便における腸管出血性大腸菌の保有状況と分離菌株の性状 ・シリコンを用いた牛肝臓の門脈及び胆管鑄型標本の作製
	平成27年度全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・牛及び豚におけるトキソプラズマ抗体保有状況調査
	平成27年度全国食肉衛生検査所協議会微生物部会研修会	・豚の糞便中における食中毒起因菌保有状況調査
	月刊 養豚界平成27年10月号(緑書房)	・と畜検査データ、チェックしていますか?
	月刊 食と健康平成27年11月号(公益社団法人日本食品衛生協会)	・食肉の適切な取扱い ―安全な肉料理を提供するために―
	獣医公衆衛生研究vol118-2(2016.3)(全国公衆衛生獣医師協議会)	・と畜検査員として
2016	平成28年度東京都食品衛生監視員協議会研究発表会	・牛の糞便における腸管出血性大腸菌の保有状況調査の活用 ～と畜場におけるHACCP導入支援～
	平成28年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・牛における肝膿瘍の分布と肝内門脈構造の関係 ・豚肺病変の診断技術の向上に向けた取り組みについて
	平成28年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・都立芝浦と場における牛白血病疫学的調査
	第12回東京都福祉保健医療学会(平成28年度)	・寄生虫の透明樹脂標本作製法の開発 ～安全・簡易に使える教材で、検査技術の継承～
2017	平成29年度東京都食品衛生監視員協議会研究発表会	・と畜場における人獣共通感染症発生時の危機管理体制の強化 ～炭疽発生時対応訓練の実施について～
	平成29年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・牛のT細胞性リンパ腫の2症例 ・牛及び豚から分離した腸管出血性大腸菌の薬剤感受性
	平成29年度関東甲信越食品衛生監視員協議会研究発表会	・と畜場における人獣共通感染症発生時の危機管理体制の強化 ～炭疽発生時対応訓練の実施について～
	平成29年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・肺への異所寄生が認められた牛肝蛭症の1例 ・炭疽検査研修における実験動物不使用への取組
	第13回東京都福祉保健医療学会(平成29年度)	・と畜場における人獣共通感染症に対する危機管理の強化 ～炭疽対策現場対応指針の作成と実地訓練の実施～ ・ヒヤリ・ハットMAPの作成
	平成29年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	・炭疽検査研修における実験動物不使用への取組
2018	平成30年度東京都食品衛生監視員協議会研究発表会	・食肉衛生に関する普及啓発資料の拡充及び活用
	平成30年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・牛白血病疑いで保留となった症例の免疫組織化学染色 ・熱水噴射処理による牛肝臓内脈管走行可視化標本の作製
	平成30年度全国食監協第58回関東ブロック研修会	・食肉衛生に関する普及啓発資料の拡充及び活用
	平成30年度食品衛生監視員研修会	・食肉衛生に関する普及啓発資料の拡充及び活用
	平成30年度全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・牛白血病疑いで保留となった症例の免疫組織化学染色
	平成30年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会	・残留抗生物質検査に用いる試験菌液の保存法に関する検討
	平成30年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修・研究発表会	・LC/MS/MSによるアンピシリン、ベンジルペニシリン及びテトラサイクリン系抗生物質試験法の検討について ・残留抗生物質検査に用いる芽胞形成培地の検討
	平成30年度理化学部会総会・研修会	・LC/MS/MSによるアンピシリン、ベンジルペニシリン及びテトラサイクリン系抗生物質試験法の検討について

年	発表誌又は学会名	題 名
2019	平成31年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・バフィーコート塗抹標本のと畜検査への活用方法検討について
		・牛の体表における腸管出血性大腸菌の保有状況調査
	令和元年度 東京都福祉保健医療学会	・簡易かつ染色性良好な鍍銀染色法の開発
	令和元年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・肉眼像同一組織切片の作製及びその活用について
	第37回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会研修会・調査研究発表会	・分別推定法の改良及びその精度確認について
	令和元年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	・肉眼像同一組織切片の作製及びその活用について
	月刊 食と健康 令和2年6月号（公益社団法人日本食品衛生協会）	・「肉類による食中毒とその予防対策を知ろう」
2020	東京都獣医師会 東獣ジャーナル令和2年7月号(Vol.596 JULY, 2020)	・狂犬病発生時における東京都の対応について
	令和2年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・牛小腸における平滑筋欠損症の病理組織学的解析
	獣医寄生虫学会誌 Japanese Journal of Veterinary Parasitology Vol.19 No.2	・都内のと畜場における肉用牛の眼虫類寄生状況（2019～2020）
	令和2年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	・牛小腸における平滑筋欠損症の病理組織学的解析
2021	令和3年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・非接触型温度計を用いた暑熱環境下における体温異常牛抽出手法の検討
	令和3年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・バイオアッセイにおける逆相・カチオン交換ミックスモードカートリッジを用いた系統推定スクリーニング法の検証
	令和3年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・肺凍結切片におけるアーチファクト低減手法の検討
	第39回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会	・LC/MS/MSによるアンピシリン、ベンジルペニシリン及びテトラサイクリン系抗生物質試験（豚の腎臓及び肝臓）の検討について
2022	令和4年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・健康豚の扁桃における <i>Streptococcus suis</i> の保有状況調査
2023	令和5年度東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会	・東洋医学の考え方に基づく牛伝染性リンパ腫の病態に関する考察
		・小腸炎及び大腸炎の診断並びに廃棄基準の平準化に向けた研修資料の作成
	令和5年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	・豚の糞便中における食中毒起因菌の保有状況調査
	令和5年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	・豚の糞便中における食中毒起因菌の保有状況調査

2 東京都と畜検査手数料

(令和6年4月現在) (単位:円)

畜種	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊
検査手数料	1,200	1,200	310	310	240	240

※ 東京都保健医療局関係手数料条例による

3 と畜場別・使用料・解体料一覧表

(令和6年4月現在) (単位:円)

と畜場番号	1	14
名 称	都立芝浦屠場	八丈町と畜場
区 分	一 般	一 般
所在地	港区港南 2-7-19	八丈町大賀郷 5626-90
設置者名	東京都	八丈町
設立年月日	昭和11年6月18日	昭和50年10月8日
電 話	03 5479-0651	04996 2-1121 (八丈町役場)
牛	12,571	—
馬	12,571	—
こ牛	2,514	—
こ馬	6,034	—
豚	枝肉重量100kg 未満 1,257 枝肉重量100kg 以上 1,760	—
めん羊・山羊	—	1,870
認可年月日	令和元年6月19日	令和元年9月30日

4 と畜場の構造設備一覧表

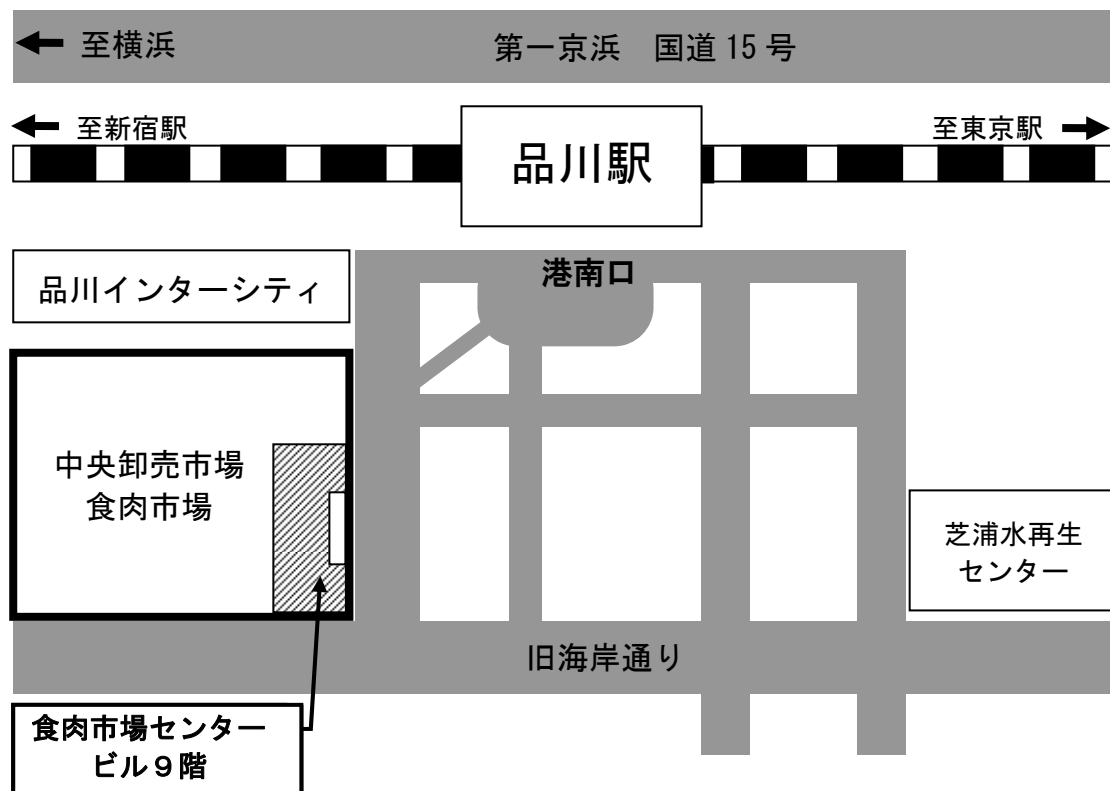
(令和6年4月現在)

名称 \ 施設	芝 浦	八 丈
敷 地 (m ²)	64,108	1,149
け い 留 所 (m ²)	大 3,773 小 1,760	157
大動物生体検査所 (m ²)	3,773	—
小動物生体検査所 (m ²)	1,760	—
大 動 物 と 室 (m ²)	2,746	} 248
小 動 物 と 室 (m ²)	2,162	
内 臓 処 理 室 (m ²)	大 1,335 小 1,009	36
外 皮 取 扱 所 (m ²)	大 54 小 78	—
病 畜 と 室 (m ²)	大 140 小 122	—
隔 離 所 (m ²)	71	3
検 査 室 (m ²)	160	90
懸 肉 取 引 室 (m ²)	大 357 小 986	と室兼用
冷 蔵 庫 (m ²)	7,725	—
急 速 冷 却 室 (m ²)	1,039	—
1 日 処 理 能 力 (頭)	大 475 小 1,710	大 2 小 10
汚 水 処 理	活性汚泥法	簡易浄化
生 体 洗 浄 設 備	有	—
と 畜 方 法	大 打撃 (と畜銃) 小 CO ₂ ガス	大 打撃 (と畜銃) 小 電撃
加 圧 式 洗 浄 機	と室 66 台	1 台
蒸 気 供 給 設 備	大小動物棟	—
温 水 供 給 設 備	大小動物棟	処理室
空 調 設 備	と室・内臓処理室	内臓処理室
使 用 水 の 種 類	{ 水道水 再生水	水道水
汚 物 処 理	委託	埋却 焼却

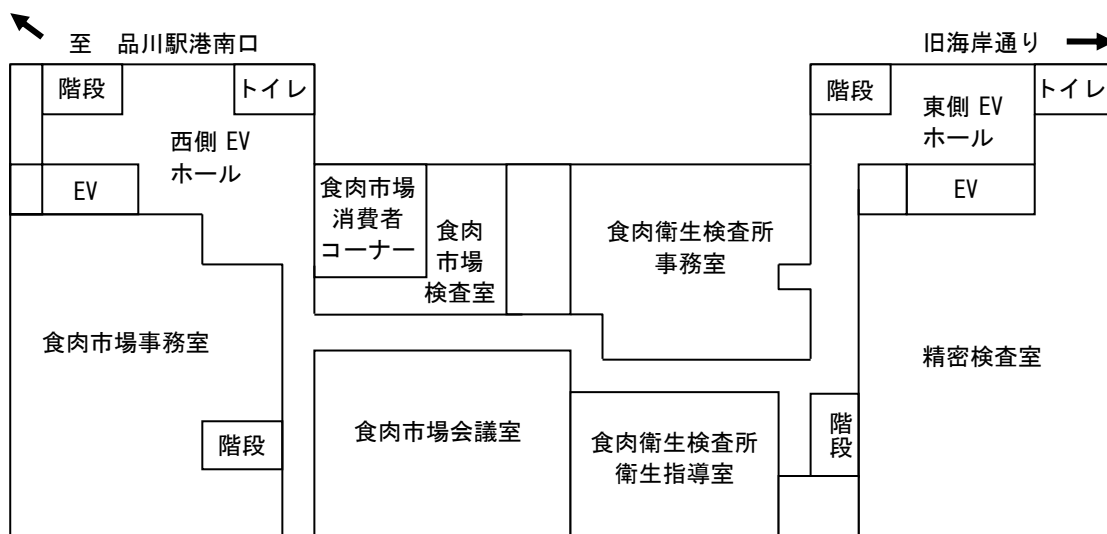
5 芝浦食肉衛生検査所案内図

〒108-0075 東京都港区港南二丁目7番19号 食肉市場センタービル9階
電話 03(3472)5175 F A X 03(3450)6745

J R 品川駅港南口 徒歩5分



中央卸売市場食肉市場センタービル 9階

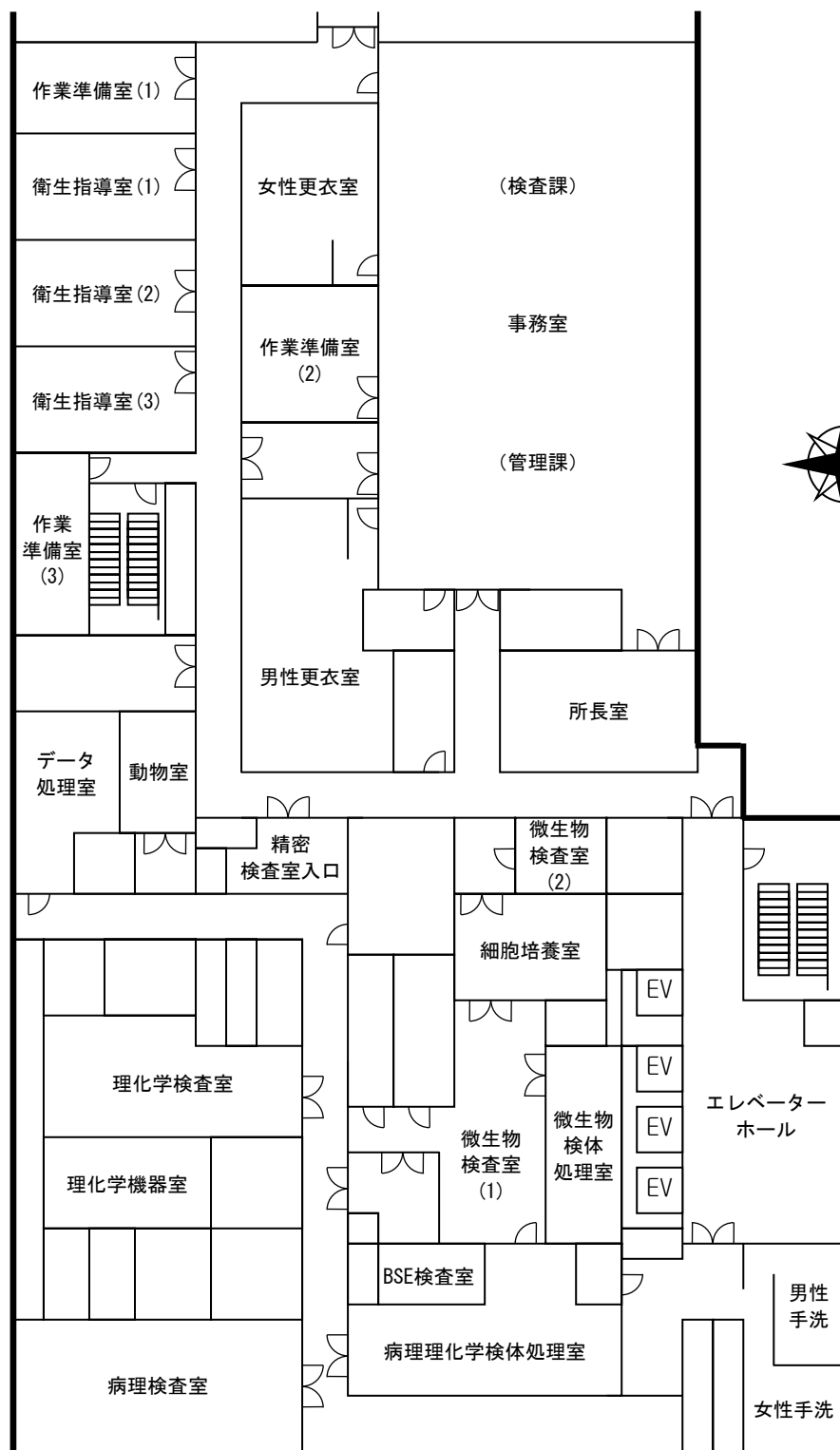


東京都中央卸売市場食肉市場・東京都立芝浦屠場



7 検査所平面図

事務室等及び精密検査室（食肉市場センタービル9階）



[東側]

- ・事務室及び衛生指導室 741.3m²
- ・精密検査室 834.4m²

東京都芝浦食肉衛生検査所事業概要
令和6年版

登録番号 (6)4

令和6年10月 発行

編集・発行 東京都芝浦食肉衛生検査所
〒108-0075 東京都港区港南二丁目7番19号
電話 03(3472)5175 FAX 03(3450)6745

印刷所 よしみ工産株式会社
〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目26番1号
電話 03(5802)5601 FAX 03(5802)5603

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。